
御嵩町生活排水対策推進計画

(第2次改訂版)

ふれあいたくなる川を共に育む

環境のまち みたけ

平成26年3月

御 嵩 町

目次

第1章 計画改定の背景

- 1. 計画改定の背景 1
- 2. 水質汚濁の要因 2

第2章 地域の概要

- 1. 地 勢 3
- 2. 河 川 4
- 3. 気 象 5
- 4. 人 口 6
- 5. 産 業 7
- 6. 土地利用 9

第3章 関連計画

- 1. 御嵩町第4次総合計画 後期基本計画 10
- 2. 御嵩町環境基本計画第2次改訂版 12

第4章 水質の現況及び動向

- 1. 環境基準適合状況 15
- 2. 可児川流域全体の水質状況 19
- 3. 本町河川水質の経年変化 21
- 4. 季節（月）変化 23
- 5. 生息している魚の状況 24

第5章 計画の目標等

- 1. 計画の理念～めざす水環境像・それを実現する社会像～ 25
- 2. 計画の目標年度 29
- 3. 計画の目標 29
- 4. 方針の体系 32

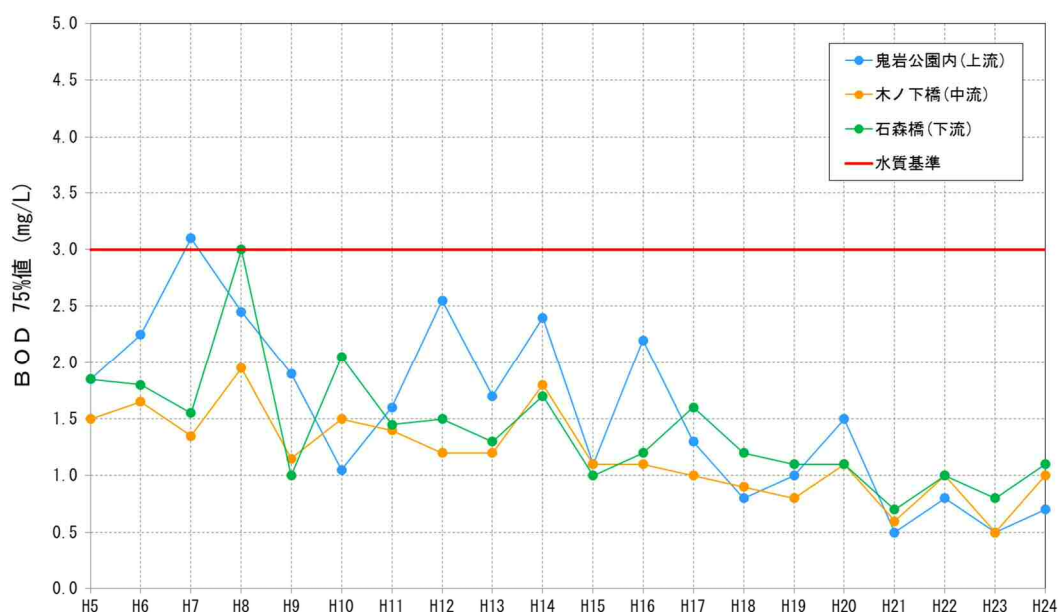
第6章 明日に残そう 命の水（生活排水処理施設等の整備）	
1. 生活排水の処理フローの現状	33
2. 生活排水処理施設等の整備に関する基本方針	34
3. 生活排水処理施設の整備に関する計画	35
(1) 流域関連公共下水道の整備推進・接続促進	35
(2) 合併処理浄化槽の普及	37
(3) 生活排水処理施設整備計画のまとめ	40
(4) 計画による汚濁負荷量の削減効果	43
4. 生活排水浄化資材等の利用に関する計画	44
第7章 ふれあおう、大切にしよう うるおいの水（水辺空間等の整備）	
1. 水辺空間等の整備に関する基本方針	45
2. 水辺空間等の整備に関する計画	46
(1) うるおいのある水辺空間の整備推進	46
(2) 水循環利用の推進	48
第8章 みんなで育もう みたけの水環境（生活排水対策に係る啓発等）	
1. 生活排水対策に係る啓発等に関する基本方針	50
2. 町民・事業者・町の責務の明確化・PR	52
3. 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供	54
4. 水環境を育む行動の普及と活動への支援	57
5. 成果の評価・継続的改善	60
第9章 つなげよう 可児川の流れ（可児川流域全体の生活排水対策）	
1. 可児川流域全体の生活排水対策に関する基本方針	61
2. 可児川流域全体の生活排水対策に関する計画	62
第10章 用語説明	
1. 用語説明	64

第1章 計画改定の背景

1. 計画改定の背景

平成6年に本町を含む可児川流域の1町2市（御嵩町、可児市、多治見市）が水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」の指定を受けました。この指定を受け本町では、生活排水対策の実施を推進するための計画（「生活排水対策推進計画」）を平成6年度に策定しました。その後、一部計画内容を見直した改訂版を平成13年度に発行し、現在まで総合的・体系的な生活排水対策を推進してきました。

計画策定から現在まで約20年が過ぎ、計画目標年度である平成25年度を迎えました。この間、公共下水道や合併処理浄化槽の普及、町民の水環境に対する意識向上などにより、可児川の水質は年々改善されてきています。



可児川のBOD値の経年変化
(BOD：代表的な河川水質指標)

いのちの源であり、私たちの心に安らぎと潤いを与えてくれる「水」。この自然の恵みである「水」を現状以上の状態で次世代に引き継いでいくことは私たちの使命です。そのためには、この水質改善傾向を今後も遵守していく必要があります。そこで計画目標年度を新たに平成35年度に設定し、引き続き生活排水対策を推進していきます。



可児川

本計画書は、前計画策定時からの社会情勢の変化等を踏まえ、今後の生活排水対策の指針となり得るように改定したものです。

2. 水質汚濁の要因

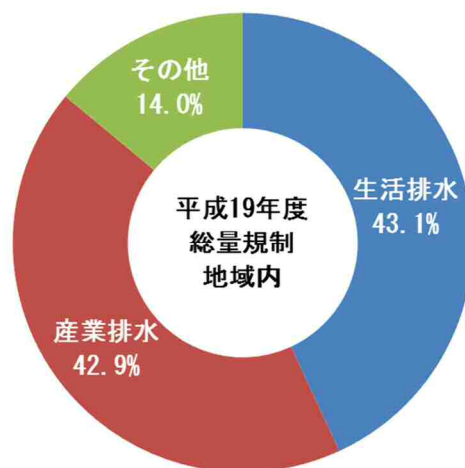
河川の水質汚濁の原因としては、工場・事業場等の産業系排水、日常生活による生活系排水、山林・農地等の有機物等による自然系排水に分類されます。このうち産業系排水については、水質汚濁防止法等に基づく規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、汚濁負荷量に占める割合は年々減少しています。一方、生活系排水は、公共下水道、浄化槽の普及により、汚濁負荷量は減少してきていますが、産業系排水に比べると高い状況にあります。

岐阜県全体の河川水質の汚濁割合を資料 1-1 に示します。

生活系排水は 43.1%で、産業系排水の 42.9%をやや上回っています。本町の污水処理人口普及率（＝（公共下水道処理区域内人口＋合併処理浄化槽使用人口）÷住民基本台帳人口）は、平成 23 年度末で 85.3%です。一方、岐阜県の平均は 88.7%（県下水道課調べ）です。また、このことから本町では、生活系排水による汚濁負荷の割合が資料 1-1 よりも高いことが予想されます。なお污水処理人口普及率とは公共下水道処理区域内人口と合併処理浄化槽使用人口を合わせたものを住民基本台帳人口で割った数値をいいます。

生活系排水の発生源としては、公共下水道等の生活排水処理施設からの排水も含まれていますが、その多くは未処理のまま放流される調理・洗濯・入浴等の生活雑排水です。

資料 1-1 岐阜県内河川の水質の汚濁割合（平成 19 年度）



資料：岐阜県環境基本計画

第2章 地域の概要

1. 地 勢

本町は可児・加茂地域の南部に位置しています。面積は56.61km²、東西12.4km、南北8.9kmとなっています。海拔97～465mの高さに位置しています。

資料 2-1 御嵩町の位置



2. 河川

本町には、北端部を流れる木曾川と町の中央部を東西に流れる可児川をはじめとして、8つの一級河川が流れています（資料 2-2,3）。また6つの砂防河川と24の普通河川があります。

資料 2-2 町内の一級河川

河川の名称	河川の流路延長 (町内分 m)	備考
木曾川	1,620	一級河川
可児川	14,280	//
津橋川	3,500	//
比衣川	2,500	//
切木川	2,500	//
真名田川	1,870	//
平芝川	1,510	//
唐沢川	1,500	//

資料：可茂建設事務所

資料 2-3 主な河川の位置



3. 気象

本町の気候は内陸性気候区に属し、雨は少ないが、夏と冬、昼と夜の気温の差が大きいのが特徴です。比較的、積雪も少なく、年間を通して穏やかな過ごしやすい所です。

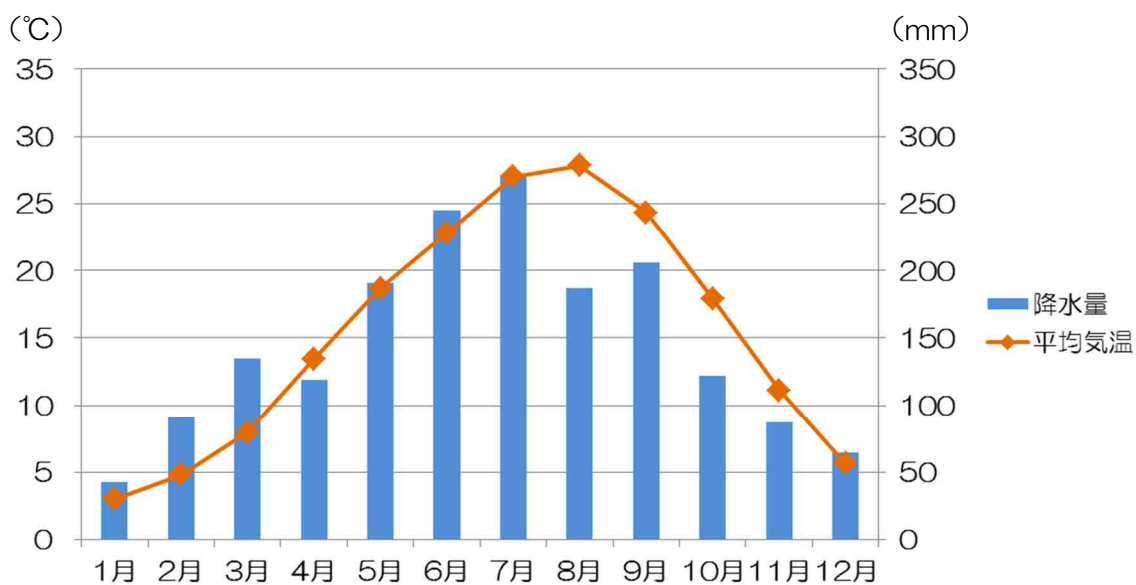
平成24年の年平均気温は約15℃、年間降水量は約1,870mmとなっています（町内での観測値がないため、可茂消防・南消防署（可児市）での観測結果を掲載）。また平成20年～24年の月別降水量平均値をみると、冬季の降水量が少なくなっています（資料2-4,5）。

資料2-4 気象の概要

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
平均気温（℃）	15.5	15.5	15.6	15.2	15.1
降水量（mm）	1492.5	2083.0	1434.0	1935.0	1866.5

資料：可茂消防・南消防署

資料2-5 月別降水量と平均気温（平成20～24年平均値）



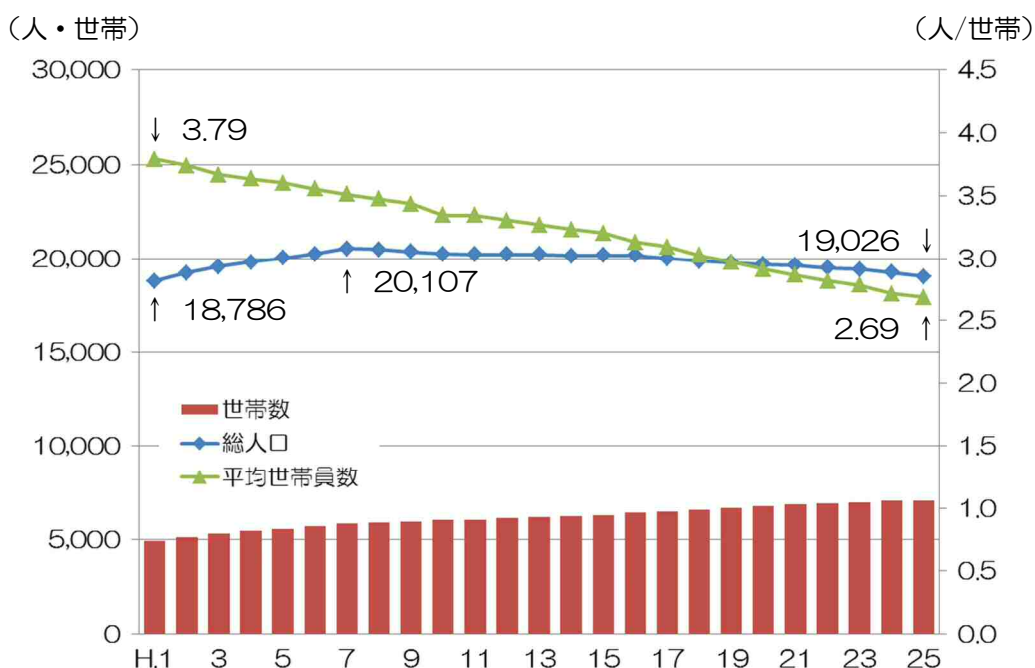
資料：可茂消防・南消防署

4. 人口

本町の平成 25 年 10 月 1 日現在の人口は 19,026 人です。平成 7 年以降は減少傾向にあります。世帯数は微増の傾向にありますが、平均世帯人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいます（資料 2-6）。

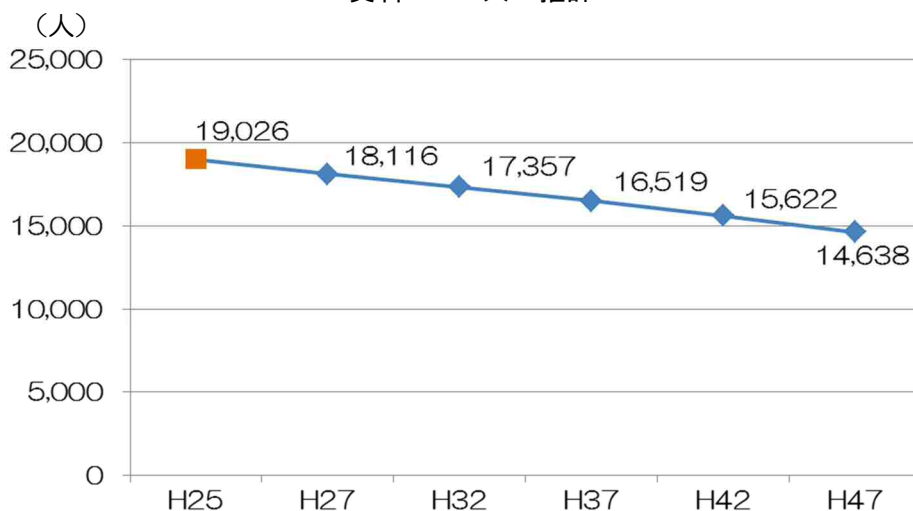
将来の人口推計をみると、平成 47 年の人口は約 14,640 人と推計され（国立社会保障・人口問題研究所公表資料に基づく）、減少傾向は進むと予測されます（資料 2-7）。

資料 2-6 人口・世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在人口・世帯数）



資料：住民環境課

資料 2-7 人口推計



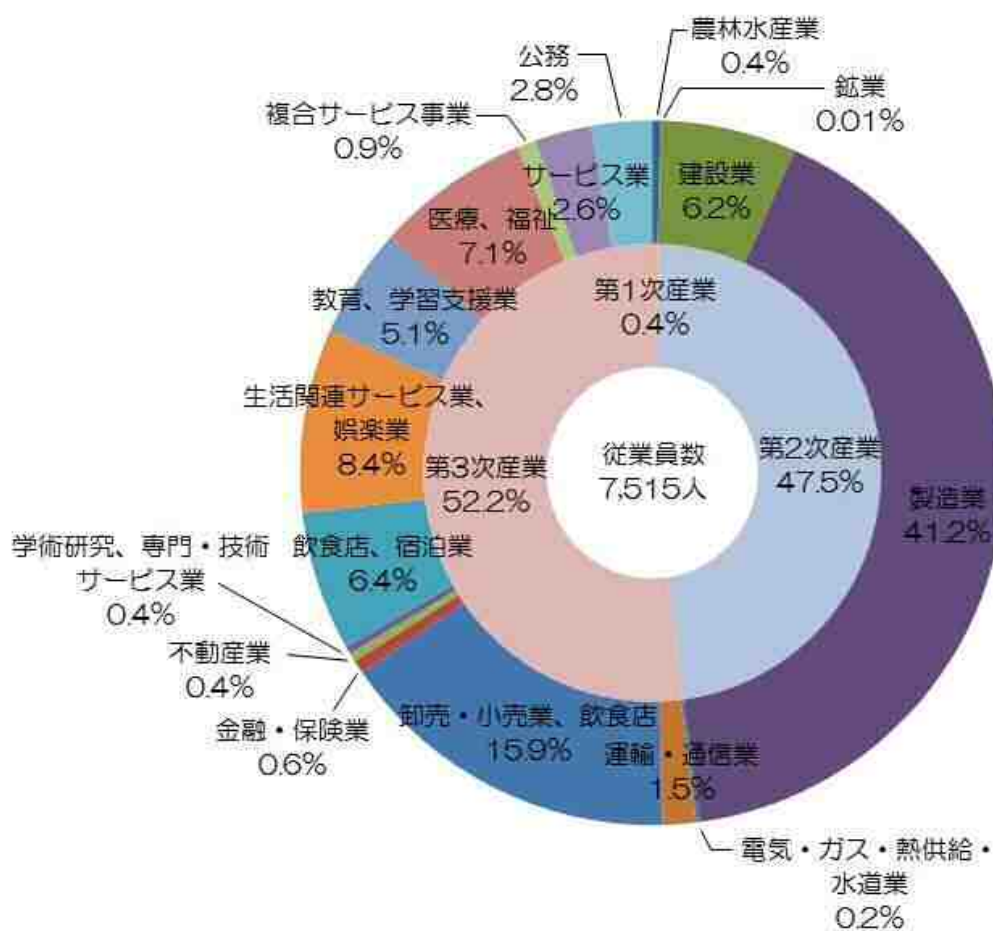
資料：国立社会保障・人口問題研究所

5. 産 業

従業員数の内訳をみると第2次産業と第3次産業合わせて99%となり、ほぼ全体を占めています。その内訳は第2次産業では製造業が41%と高い割合を占め、残り6%を建設業が占めています。第3次産業では卸売・小売業、飲食店が16%、次いで生活関連サービス業、娯楽業が8%、医療、福祉が7%といった順で占めています（資料2-8）。

従業員数の全体数は、年々増加しています。第1次産業は減少傾向ですが、第2次産業、第3次産業ともに増加傾向にあり、特に第3次産業の増加が目立ちます。事業所数は770件前後で推移しています（資料2-9）。

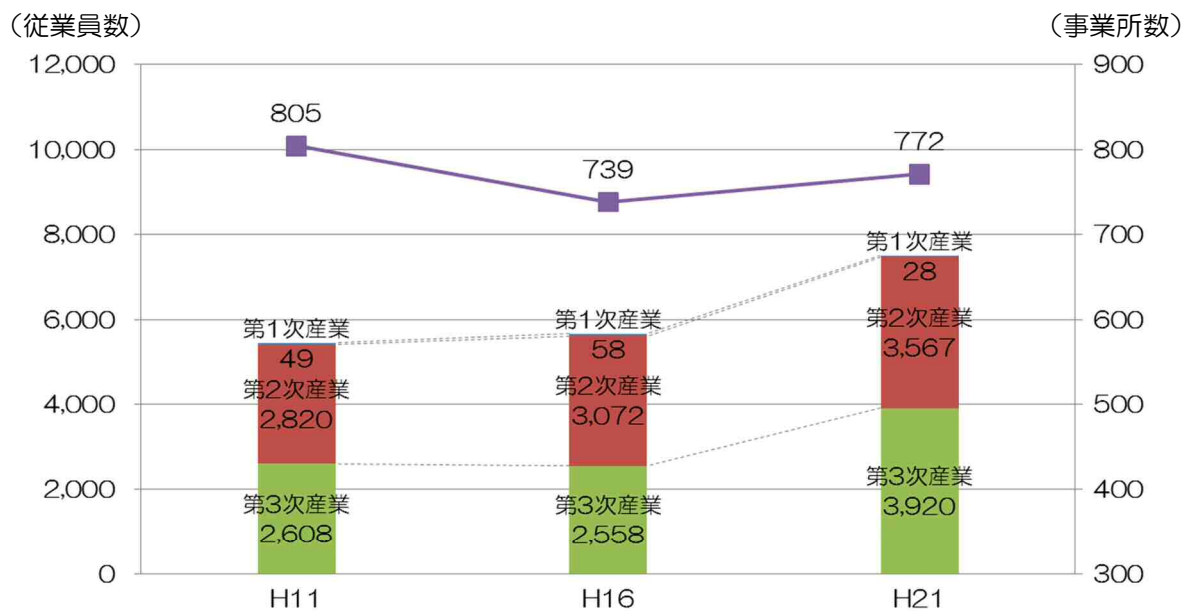
資料2-8 産業の従業員数構成（平成21年7月1日現在）



資料：事業所・企業統計調査

資料 2-9 産業構成・事業所数の推移

(平成11年7月1日現在、平成16年6月1日現在、平成21年7月1日現在従業員数・事業所数)



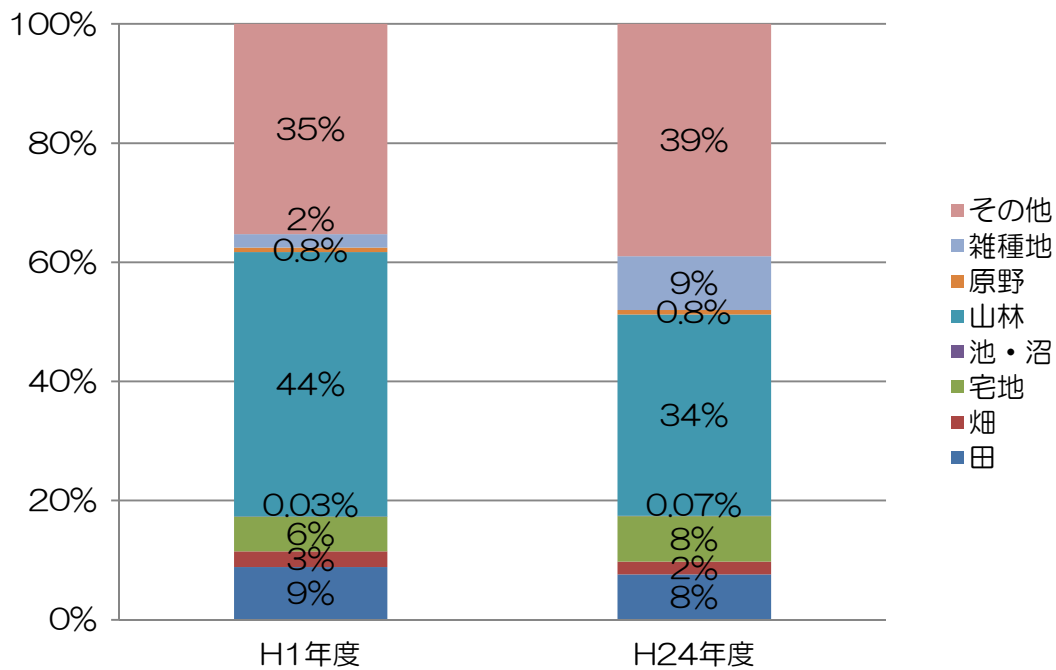
資料：事業所・企業統計調査

6. 土地利用

本町の平成 25 年度の土地利用割合は、山林が 34%と最も高く、次いで、雑種地が 9%、田、宅地が 8%、畑 2%、原野 0.8%、池沼 0.07%となっています。平成元年と比較すると、山林の割合が大きく減少し、雑種地の割合が大きく増加しました（資料 2-10）。

平成 24 年度の雑種地の内訳は約 88%がゴルフ場となっています。

資料 2-10 土地利用の推移



資料：税務課・概要調書

第3章 関連計画

1. 御嵩町第4次総合計画 後期基本計画

御嵩町第4次総合計画は「ひと・みどり・ものづくり～いきいき十字路タウンみたけ～」をキーワードに掲げ、町民参画と協働によって進めていくまちづくりをめざし、平成18年から平成27年を目標期間として平成18年度に策定されました。この総合計画は基本構想、基本計画から成り立ち、基本計画について、計画の中間年にあたる平成22年度に後期基本計画として、平成23年～平成27年を計画期間として策定されました。

生活排水対策関連のものとしては以下の方針・施策が掲げられています。

(1) 治山・治水

①町民主体による清掃活動の推進

河川等における清掃・美化活動を推進するために、地域住民からボランティア組織を育成し、自主的な活動を促す。

(2) 公園・緑地

①ビオトープの管理

ため池や河川等の中で生態系が豊かな適地については、自然の保全・再生や町民の自然に対する関心を高めるビオトープとして町民とともに管理を進める。

②親水公園の整備

可児川、唐沢川、ため池、新丸山ダム湖において親水公園の整備を図るとともに、自然を学び親しむ場として活用を進める。

③清掃活動等の推進

公園・緑地、親水空間等の清掃活動が、町民や各種団体によって主体的に行われるよう活動を支援する。

(3) 循環型社会

①水資源の有効利用

町民・事業所において水を大切に利用する意識を高めるとともに、雨水の有効利用などを促す。

(4) 自然環境の保全

①下流域自然環境保全活動団体との連携による水源の森づくり

水の恩恵を受ける下流域森林保全団体との連携を図り、広葉樹の植樹など、水源の森づくりに努める。

(5) 環境保全のためのしくみづくり

① ホームページ・町広報紙の活用

町のホームページ・町広報紙を利用して、環境情報を幅広く町民に提供するとともに、町民からの環境情報の提供を促し、環境情報の共有を図る。

② 環境イベントの実施

環境フェアなどの環境イベントをほかのイベントと連携しながら開催する。

③ 環境学習の充実

環境講座や環境学習会、学校での環境教育を開催し、町民が学ぶことができる機会を充実させる。

(6) 地域環境

① 環境汚染総合調査

河川水質・農薬・名水・大気・騒音・振動などについて、環境調査を実施する。

② 環境悪化への迅速な対策

調査に基づき、環境の悪化が判明した場合には、迅速・的確に対策を講じる。

③ 環境美化活動の促進

快適な地域環境を維持していくため、環境美化意識の啓発に努めるとともに、自治会など地域組織の清掃美化活動の支援やボランティア団体の育成を図る。

(7) 上下水道

① 地域特性に応じた生活排水処理の促進

財政状況や合併処理浄化槽の普及状況を踏まえるとともに、木曽川右岸流域下水道事業計画と一体になって、地形や家屋の密度などから下水道計画の見直しを図り、合理的な生活排水処理を進める。

② 水洗化の促進

下水道事業の安定的な運営を目的に下水道供用開始地区の住民へのPRにより、未接続世帯の下水道への接続を促進する。また、下水道整備区域外の住民には、合併処理浄化槽の設置補助により、水洗化を促進する。

2. 御嵩町環境基本計画第2次改訂版

御嵩町環境基本計画第2次改訂版は平成15年4月1日に施行された「環境基本条例」に基づく環境に関する総合指針であると同時に、御嵩町第4次総合計画 後期基本計画における環境関連の施策の推進を図るものです。本町のめざす環境像を「自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ里山のまち みたけ」とし、その実現をめざし、総合的かつ計画的に推進するため平成23年度に策定されました。

生活排水対策関連のものとしては以下の方針・施策が掲げられています。

(1) 川をきれいにする

① 下水道・合併浄化槽の普及

生活排水による河川の汚濁を抑制するために、公共下水道の整備や、補助制度による合併処理浄化槽の普及を推進していく。

② 生活排水対策の推進

合成洗剤の適正な使用、調理くずや油を流さないといった家庭でできる生活排水対策についての啓発により、家庭排水の汚濁を低減する。

③ 水をきれいにする意識の高揚と河川清掃活動の促進

可児川や湧水の水質の定期的な公表や、カワゲラウォッチングなどの実施などにより市民の水環境の保全に対する意識を高めていく。また、松野湖クリーン作戦や可児川クリーンキャンペーンなどを市民に周知して、市民参加の河川清掃活動を継続していく。

(2) 景観・親水性をよくする

① 自然景観を考慮した河川改修及び親水整備

河川改修時には、説明会などにより地域住民の意見を取り入れ、自然景観を考慮した河川改修や河川公園整備を実施・要請していく。

(3) 身近な公害を防ぐ

① 環境の監視・測定

御嵩町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農薬、土壌汚染）による環境の監視・測定を毎年実施する。また環境オンブズパーソンを有効に活用し、公害の予防に努める。

(4) 水を有効に利用する

①節水活動の促進

節水に関する教育、啓発を行うとともに、節水型機器の紹介などの情報提供に努めて、節水活動を促進していく。

②水の再利用促進

公共施設には雨水利用施設などを導入し、家庭・事業者に対しては、雨水利用などの奨励や情報を提供し、水の再利用を促進していく。

(5) 環境学習・教育を充実する

①環境（体験）学習・講座・講演会などの充実

御嵩町ふれあい講座による職員の環境出前講座、環境有識者を講師としての環境講演会、子ども（親子）やお年寄りを対象とした環境講座などを定期的実施する。

②環境学習・教育の普及促進

広報によるPRをはじめとして、インターネットによる情報提供や自治会やボランティア団体、事業者などへの働きかけを通じて、環境学習・教育の普及促進を図る。

(6) 学校における環境学習・教育を充実する

①小中学校の環境教育の充実

学校と連携して環境教育のプログラムの検討や策定を行い、小中学校における環境教育を充実させていく。

(7) 多様な環境情報を伝達する

①インターネット・町広報紙の活用

町のホームページや広報紙を利用して、幅広い環境情報を町民に提供していく。また、情報発信だけでなく、町民からの情報収集についても充実させていく。

(8) 町の総合的な環境情報を伝達する

①町の環境報告書の作成・公表

毎年実施している御嵩町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農薬、土壌汚染）の結果に加え、省エネ、省資源、地球温暖化防止などの環境負荷項目について、町の環境報告書としてホームページで公表していく。

(9) 広域的な連携を推進する

① 近隣市町村との連携及び環境先進都市との連携

同一の河川（可児川、木曽川）を共有する市町村や広域行政圏の自治体などと連携して、共通の課題について対応するとともに、環境先進都市との交流を進め、その事例を施策に反映させていく。

第4章 水質の現況及び動向

1. 環境基準適合状況

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されています。このうち生活環境項目については、河川の利用目的により、各水域毎に AA から E までの 6 段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS 及び大腸菌群数の 5 項目について、それぞれ各類型毎に基準値が定められています（資料 4-1）。

可児川は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を受けており、本町を流れる水域は B 類型の基準値が適用されます。

平成 24 年度における環境基準適合状況を資料 4-2 に示します。一般的な指標である BOD は、全ての地点で環境基準値を満たしています。pH、SS、DO の年平均値も全ての地点で基準値が達成されています。大腸菌群数については可児川上流域の鬼岩公園内、津橋川では環境基準値を満たしていますが、その他の調査地点では環境基準値を超えています。

資料 4-1 生活環境項目環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100mℓ 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 注 2) ・水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 ・水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 ・水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 注 3) ・水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに
 水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 ・水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 ・水産 3 級：コイ、フナ等、β 一中腐水性水域の水産生物用

- 注 4) ・工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 ・工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 ・工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料 4-2-1 可児川生活環境項目環境基準値適合状況(年平均値) (1/2)

B 類型

地点名	項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	適合状況
鬼岩公園内	pH	7.2	7.1	6.7	○
	BOD	0.8	0.5	0.7	○
	SS	4	3	3	○
	DO	11	10	10	○
	大腸菌群数	☆14,000	660	1,500	○
津橋川	pH	7.3	7.2	7.0	○
	BOD	0.5 未満	0.5 未満	0.7	○
	SS	3	2	3	○
	DO	11	10	11	○
	大腸菌群数	☆6,900	760	2,700	○
切木川	pH	7.2	7.3	7.1	○
	BOD	1.0	0.6	0.7	○
	SS	15	4	6	○
	DO	11	10	10	○
	大腸菌群数	☆29,000	☆5,400	☆17,000	×
平芝川	pH	7.8	7.6	7.5	○
	BOD	1.6	1.3	1.3	○
	SS	6	5	6	○
	DO	11	10	11	○
	大腸菌群数	2,900	3,600	☆19,000	×
木ノ下橋	pH	7.6	7.5	7.3	○
	BOD	1.0	0.5	1.0	○
	SS	3	10	4	○
	DO	11	4	11	○
	大腸菌群数	☆46,000	2,700	☆5,700	×

注 1) 大腸菌群数を除く単位は mg/ℓ、大腸菌群数は MPN/100mℓ、ただし pH は無単位である。

注 2) 適合状況は平成 24 年度に対してである。

注 3) ☆印は環境基準を超えた数値である。

注 4) BOD は 75%値である。

資料：住民環境課

資料 4-2-2 可児川生活環境項目環境基準値適合状況(年平均値) (2/2)

B 類型

地点名	項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	適合状況
唐沢川	pH	7.0	7.2	6.9	○
	BOD	1.1	0.7	1.5	○
	SS	6	7	4	○
	DO	9.9	9.2	9.1	○
	大腸菌群数	☆15,000	☆6,300	☆26,000	×
真名田川	pH	7.4	7.3	7.3	○
	BOD	1.1	1.7	1.3	○
	SS	6	5	6	○
	DO	11	10	11	○
	大腸菌群数	☆38,000	☆16,000	☆25,000	×
比衣川	pH	6.8	6.9	7.1	○
	BOD	0.7	0.7	1.4	○
	SS	2	4	8	○
	DO	8.5	8.1	9.3	○
	大腸菌群数	☆8,700	3,900	☆9,200	×
山田川	pH	8.1	8.3	7.9	○
	BOD	0.9	0.9	1.0	○
	SS	3	4	8	○
	DO	11	11	11	○
	大腸菌群数	☆28,000	☆12,000	☆14,000	×
石森橋	pH	7.8	7.7	7.3	○
	BOD	1.0	0.8	1.1	○
	SS	4	6	7	○
	DO	11	10	11	○
	大腸菌群数	☆5,800	☆6,100	☆19,000	×

注 1) 大腸菌群数を除く単位は mg/ℓ、大腸菌群数は MPN/100mℓ、ただし pH は無単位である。

注 2) 適合状況は平成 24 年度に対してである。

注 3) ☆印は環境基準を超えた数値である。

注 4) BOD は 75%値である。

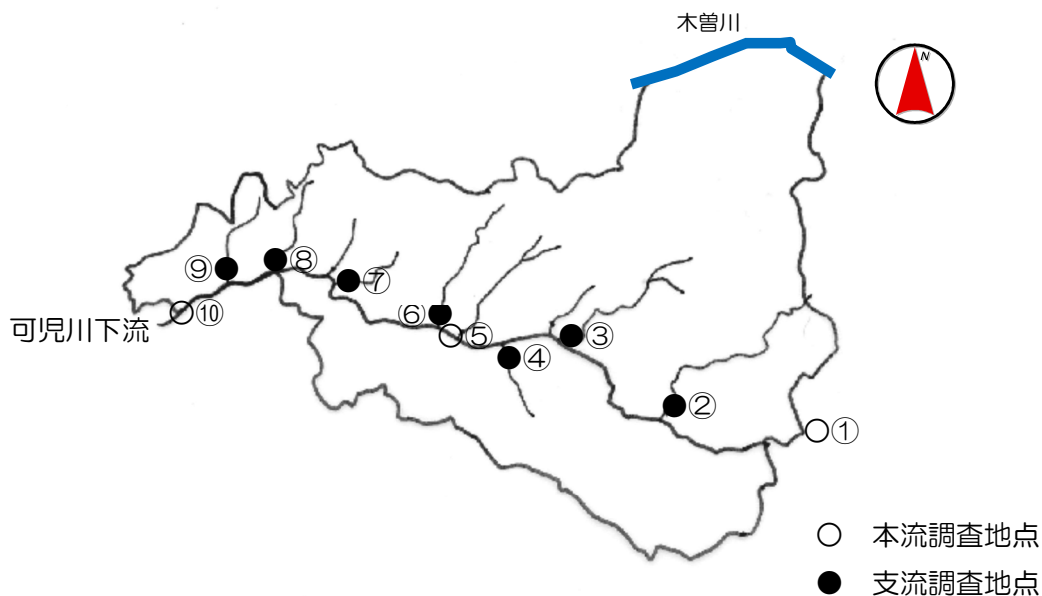
資料：住民環境課

2. 可児川流域全体の水質状況

代表的な有機性汚濁の指標である BOD 値により評価した可児川流域全体の水質の状況を資料 4-4 に示します。ほとんどの地点で BOD 値は 2mg/ℓ 未満で低い値となっていますが、一部多治見市内の姫川では 2mg/ℓ を超えています。(20 ページ資料 4-4 参照)

なお、本町での調査地点を資料 4-3 に示します。

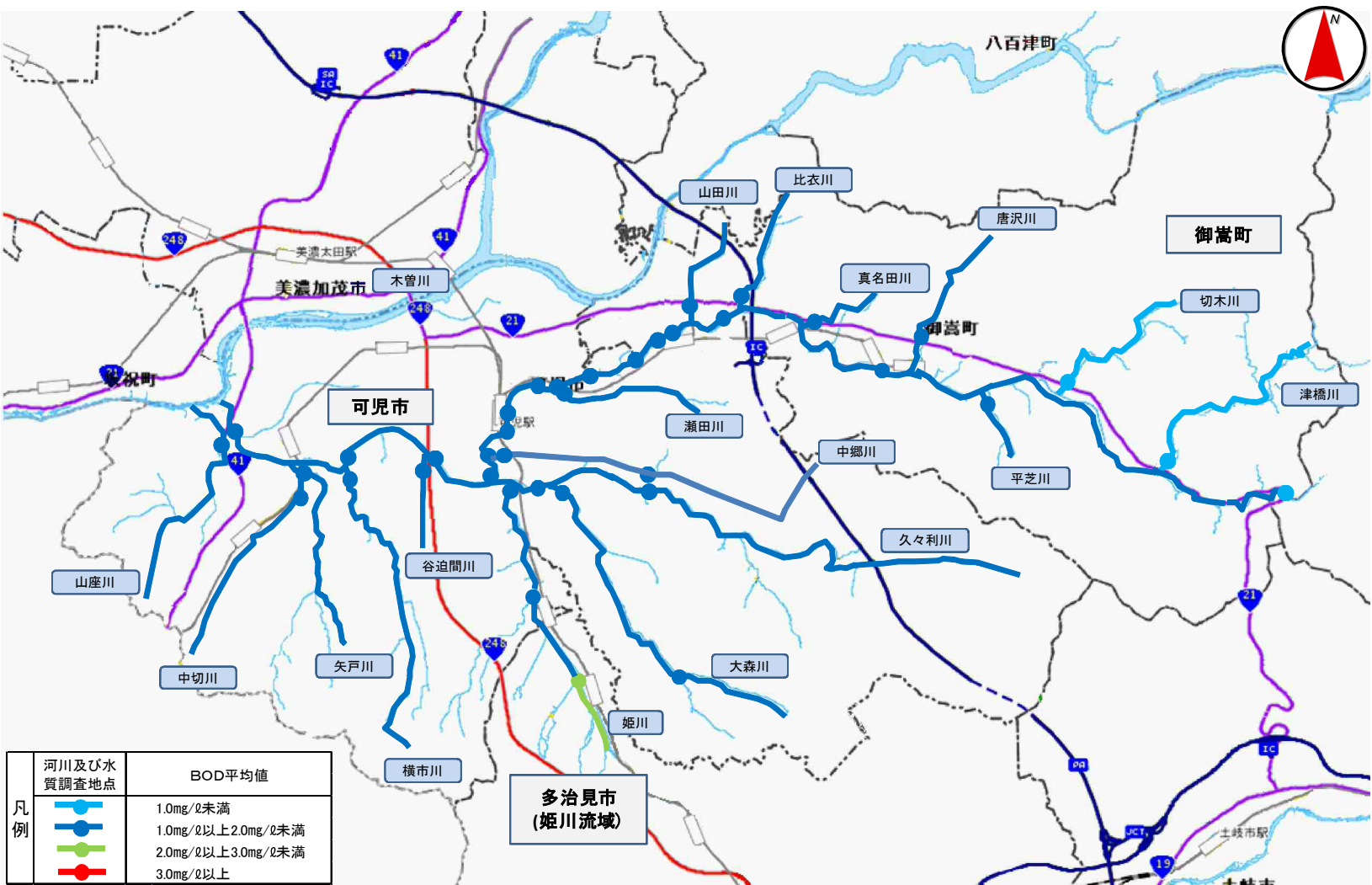
資料 4-3 河川の調査場所



区分		調査地点	地点名
可児川本流	上流域	①	鬼岩公園内
支流	↓	②	津橋川
支流		③	切木川
支流		④	平芝川
可児川本流		中流域	⑤
支流	↓	⑥	唐沢川
支流		⑦	真名田川
支流		⑧	比衣川
支流		⑨	山田川
可児川本流	下流域	⑩	石森橋

資料：住民環境課

資料 4-4 可児川流域各河川のBOD平均値の状況（平成24年度）



資料：可児市

3. 本町河川水質の経年変化

BOD 値の経年変化をみると、年 4 回測定（平成 12 年度のみ年 2 回測定）のため、調査日の状況による変動もあることから単純な比較はできないものの、概ね減少傾向にあります（資料 4-5,6）。

また調査地点に着目しますと、可児川上流（①鬼岩公園内）～可児川中流（⑤木ノ下橋）に比べ、可児川中流～可児川下流（⑩石森橋）が若干 BOD 値が高いとともに、年度による BOD 値の変化が激しい傾向にあります（資料 4-7）。

資料 4-5 BOD75%値の経年変化

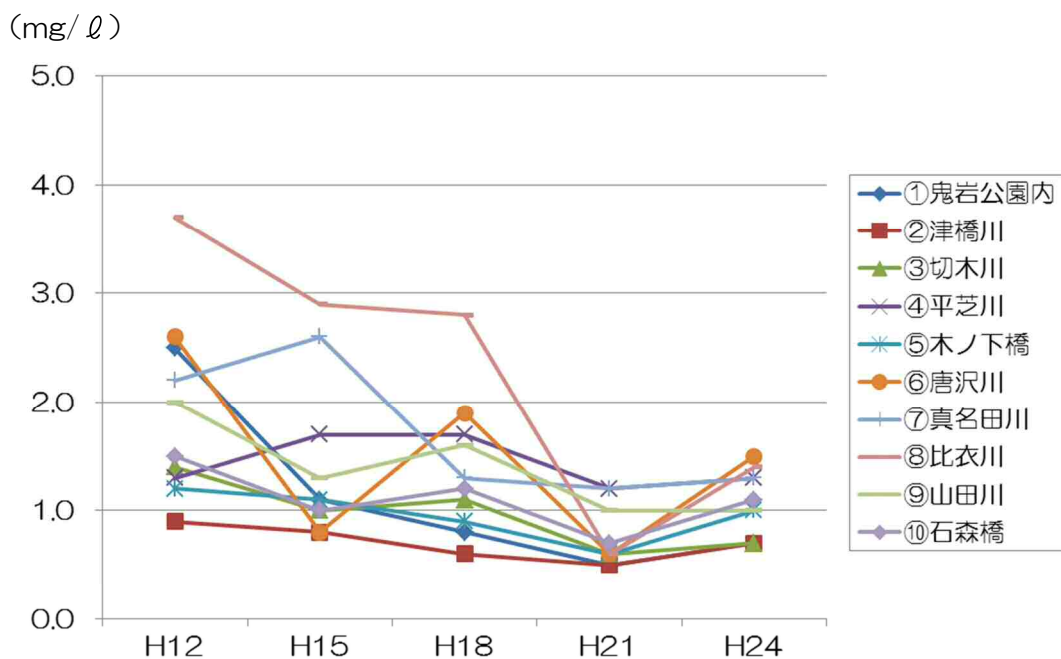
（単位：mg/ℓ）

区分	調査地点	年 度				
		H12	H15	H18	H21	H24
可児川本流	①鬼岩公園内	2.5	1.1	0.8	0.5	0.7
支流	②津橋川	0.9	0.8	0.6	0.5	0.7
支流	③切木川	1.4	1.0	1.1	0.6	0.7
支流	④平芝川	1.3	1.7	1.7	1.2	1.3
可児川本流	⑤木ノ下橋	1.2	1.1	0.9	0.6	1.0
支流	⑥唐沢川	2.6	0.8	1.9	0.6	1.5
支流	⑦真名田川	2.2	2.6	1.3	1.2	1.3
支流	⑧比衣川	3.7	2.9	2.8	0.6	1.4
支流	⑨山田川	2.0	1.3	1.6	1.0	1.0
可児川本流	⑩石森橋	1.5	1.0	1.2	0.7	1.1

※H12 のみ年度平均値

資料：住民環境課

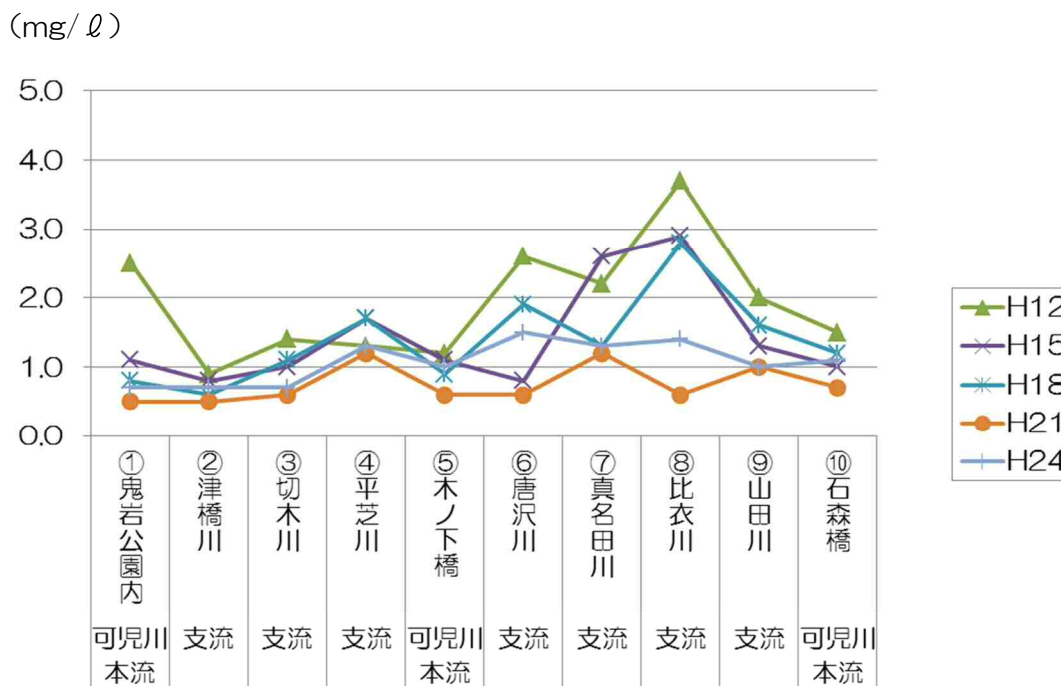
資料 4-6 BOD75%値の経年変化（年度着目）



※H12のみ年度平均値

資料：住民環境課

資料 4-7 BOD75%値の経年変化（調査地点着目）



※H12のみ年度平均値

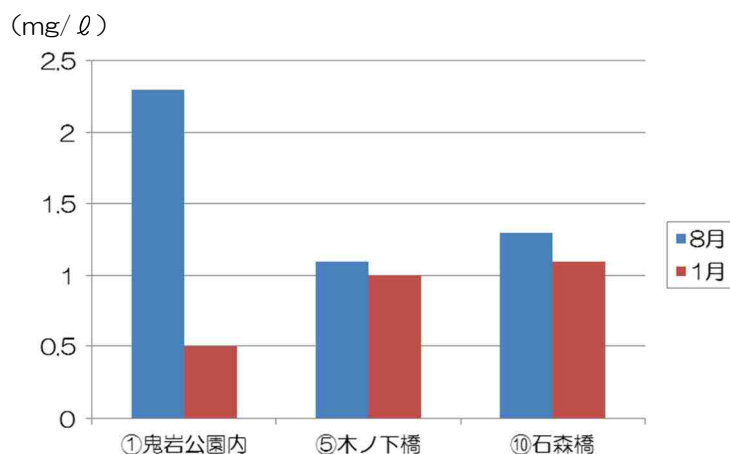
資料：住民環境課

4. 季節（月）変化

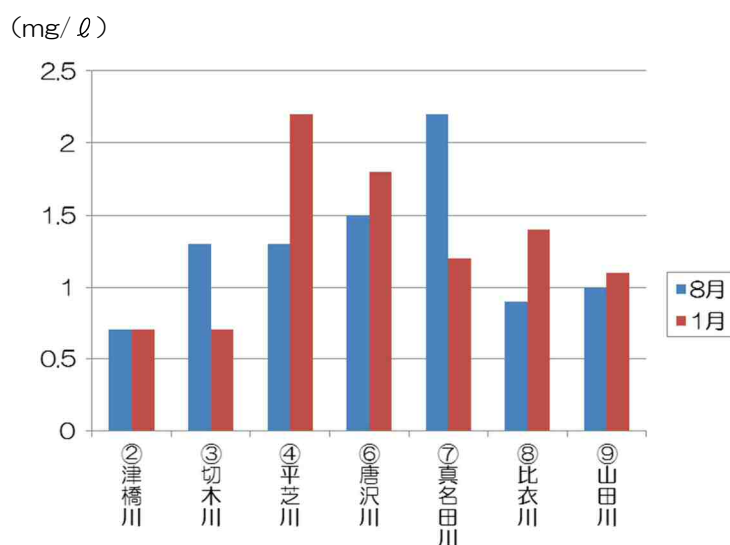
中小都市河川では、水質は季節により大きく変化します。一般には冬季に降水量減少や農業排水の停止により、河川流量が著しく減少し、相対的に生活排水の影響を受けやすくなり、水質が悪化する傾向にあります。

本町では、可見川本流では夏季（8月）の方が高いBOD値となっています。一方、支流では冬季（1月）の方が高いBOD値となっている地点が多くなっています。このように集落を横切る支川では、冬季に降水量が減少すること等により生活排水の影響を受けやすく、水質が悪化していると考えられます。また支流でも流域に集落のない川では、夏季に自然系による汚濁負荷の影響が大きくなることにより、高いBOD値をとっていると考えられます（資料4-8,9）。

資料4-8 可見川本流のBOD値の季節変化（平成24年度）



資料4-9 可見川支流のBOD値の季節変化（平成24年度）



資料：住民環境課

5. 生息している魚の状況

カワゲラウオッチングとして、小中学生や水質保全団体等の参加により、可児川流域で水生生物調査が行われています。平成24年の調査結果を資料4-10に示します。

水質階級Ⅱ（少しきたない水）という結果となっています。

なお調査時には水のきれいな環境に生息する絶滅危惧種Ⅱ類である「アカザ」などが確認されています。

資料4-10 平成24年水生生物調査（カワゲラウオッチング）結果

（場所：御嵩大橋付近、日時：平成24年8月8日）

水質階級	出現した指標生物とその出現数	出現数計	判定
Ⅰ （きれいな水）	カワゲラ(1)	1	—
Ⅱ （少しきたない水）	コオニヤンマ(1)、スジエビ(55)、 ヒラタドロムシ(4)	60	○
Ⅲ （きたない水）	タニシ(1)、ヒル(1)	2	—
Ⅳ （大変きたない水）	アメリカザリガニ(1)	1	—

資料：まちづくり課

注1) 判定方法

- 一番多くの指標生物が見つかった階級をその地点の水質階級とします。

注2) 指標生物

- 水質階級Ⅰ（きれいな水）
アミカ類、ナミウズムシ、カワゲラ類、サワガニ、ナガレトビケラ類、ヒラタカゲロウ類、ブユ類、ハビトンボ、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類
- 水質階級Ⅱ（少しきたない水）
イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ類、スジエビ、ヒラタドロムシ類、ヤマトシジミ
- 水質階級Ⅲ（きたない水）
イソコツブムシ類、タイコウチ、タニシ類、ニホンドロソコエビ、シマイシビル、ミズカマキリ、ミズムシ
- 水質階級Ⅳ（大変きたない水）
アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類



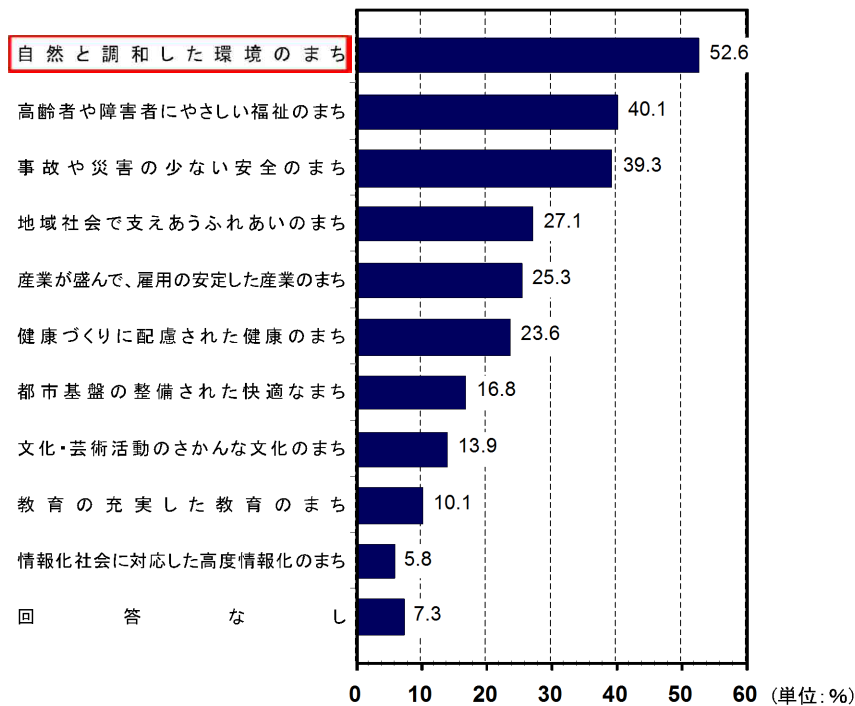
アカザ（絶滅危惧種Ⅱ類）

第5章 計画の目標等

1. 計画の理念～めざす水環境像・それを実現する社会像～

本町の将来像として最も望まれているのは、「自然と調和した環境のまち」となっています（資料 5-1）。また環境基本計画第2次改訂版作成時に行われたアンケート結果（資料 5-2）を見ると、「河川環境保全・川の浄化」を望む声が高いことが分かり、水環境に対する意識の高さが分かります。これは本町には、北端部を流れる木曾川と中央部を東西に流れる可児川をはじめとして8つの一級河川が流れており、また、農業用のため池も多く、豊かな水辺を有している環境条件にあるからだと考えられます。

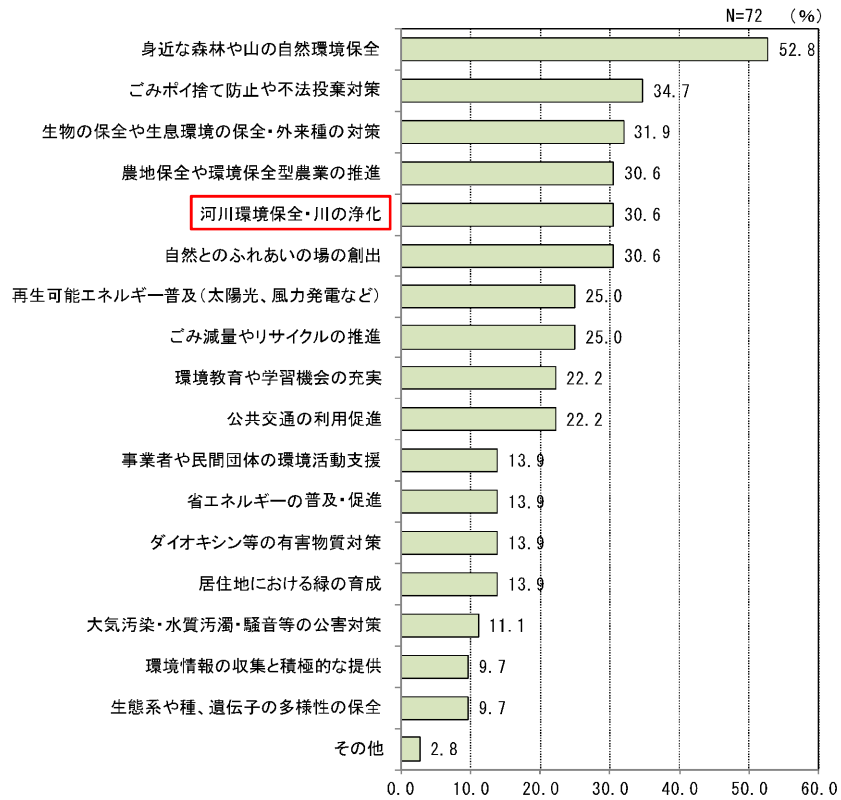
資料 5-1 今後の御嵩町の目指すべきまちの姿



総数：793人

資料：第4次総合計画より引用

資料 5-2 環境基本計画第2次策定時アンケート結果



資料：環境基本計画第2次改訂版より引用

本町では平成 23 年度に環境基本計画第 2 次改訂版を策定しています。その中で水環境に関する目標・施策を次のように掲げています。

目標 1. 豊かな自然を育むまち

【施策目標】

【施策の方向・内容】

◎水と水辺を守る

○川をきれいにする

- ・下水道・合併浄化槽の普及
- ・生活排水対策の推進
- ・水をきれいにする意識の高揚と河川清掃活動の促進

○水量豊かな川にする

- ・森林の保水機能確保

○景観・親水性をよくする

- ・自然景観を考慮した河川改修及び親水整備

目標 2. 安心と安らぎがあるまち

【施策目標】

【施策の方向・内容】

◎生活環境を保全する

○身近な公害を防ぐ

- ・環境の監視・測定

目標 3. 地球環境にやさしいまち

【施策目標】

【施策の方向・内容】

◎水資源を守る

○水を有効に利用する

- ・節水活動の促進
- ・水の再利用促進

目標 4. 環境について考え行動するまち

【施策目標】

【施策の方向・内容】

◎環境への意識・知識を高める

○環境学習・教育を充実する

- ・環境（体験）学習・講座・講演会などの充実
- ・環境学習・教育の普及促進

○学校における環境学習・教育を充実する

- ・小中学校の環境教育の充実

◎環境情報を共有する

○多様な環境情報を伝達する

- ・インターネット・町広報紙の活用

○町の総合的な環境情報を伝達する

- ・町の環境報告書の作成・公表

◎環境保全のためのしくみをつくる

○広域的な連携を推進する

- ・近隣市町村との連携及び環境先進都市との連携

今後、本町の良好なまちづくりを推進していくには、地域の特性を映し出すとも言える可児川を軸に、町民、事業者、町が、それぞれの責務を理解し、協力して、水環境についての共通の目標を持って取り組んでいくことが重要となってきます。

さらに、今後、可児川流域全体での生活排水対策の推進には、流域の1町2市の連携が必要不可欠となってきます。

これらは前計画から変わらないことであり、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

そのため、「めざす水環境像・それを実現する社会像」は前計画から引き継ぎ、次のように設定し、生活排水対策を町民や関係者とともに進めていくこととします。

ふれあいたくなる川を共に育む
環境のまち みたけ



2. 計画の目標年度

計画の改定にあたり、目標年度を改めて定めることとし、10年後の平成35年度を目標年度とします。また、5年後の平成30年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価を行います。

社会情勢の変化等により途中年度で見直す必要が生じた時にも、計画の見直しを行います。

資料 5-3 計画目標年度

項目	年度	改定年度より
計画改定年度	平成25年度	—
中間目標年度	平成30年度	5年後
計画目標年度	平成35年度	10年後

3. 計画の目標

計画の理念を実現するために、次の4つの目標を設定し、それぞれについて総合的に施策を展開していきます。

また、それぞれの目標について可能な限り数値目標を設定し、目標の達成管理に役立つものとする。

目標1：明日に残そう 命の水

目標2：ふれあおう、大切にしよう うるおいの水辺

目標3：みんなで育もう みたけの水環境

目標4：つなげよう 可児川の流れ

(1) 明日に残そう 命の水

町内を流れる河川に魚がすみ、子供が遊べる安全な川であることは町民の願いです。川には自浄作用があり、ある程度の汚れは自然にきれいにしてくれますが、容量を超える水の汚れには対応できません。よって川の環境容量にあった水質の水を川に流し、生きるものすべてにとっての命を育む源である水を守ることが大切です。汚れた水は生活排水処理施設できれいにしてから川に流します。この基本を本町全域に広めることをめざします。

数値目標としては、平成 35 年度における生活排水処理率および環境基準達成状況を次のように設定します。

【数値目標】(平成 35 年度)

■生活排水処理率 96%以上 (平成 24 年度末現在 76.6%)

※生活排水処理率 = $\frac{\text{流域関連公共下水道・合併処理浄化槽による生活排水処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$

■水質

①町内の河川における水質測定の平均値が
次の環境目標値を満足すること。
可児川本流：BOD 2mg/l 以下
可児川支流：BOD 2mg/l 以下

②町内の河川における水生生物調査で水質階級がⅡ以上

■魚の生息環境 アカザなどが生息できる環境にすること。

(2) ふれあおう、大切にしよう うるおいの水辺

町民にとって、うるおいのある水環境が身近にあるということは、川に対する関心を深め、生活排水対策を行う動機づけにもなります。また、様々な動植物を育む自然豊かな水環境は、子どもたちの遊び場となり、自然に対する感動や自然を慈しむ心といった自然観、環境観を育む体験の機会を創出します。健全な水循環を確保することは、本町の責務です。

町民にとってうるおいのある水環境をふやしていくことをめざします。

(3) みんなで育もう みたけの水環境

恵み豊かな環境を次世代につなげていくことは、私たち全ての願いであり、責務でもあります。それには、町民、事業者、町が協力しなければ、実現することはできません。水環境だけでなく、広く環境全体にわたって良好な環境づくりを積極的に推進するために、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動ができる心を養い、町民、事業者、町が連携し水環境保全に貢献するまちづくりをめざします。

(4) つなげよう 可児川の流れ

可児川流域の上流部もしくは下流部のみの取り組みでは、可児川流域全体の生活排水対策は推進できません。

生活排水対策を推進するためには、可児川流域の1町2市の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。

流域の1町2市の連携により、より効果的な生活排水対策の推進をめざします。

4. 方針の体系

設定した計画の目標を達成するための基本的な方針の体系を、以下に示します（資料5-4）。

資料 5-4 方針の体系

<p>【目標1】 明日に残そう 命の水 （生活排水処理施設等の整備に関する目標）</p>
①流域関連公共下水道の整備推進・接続促進
②合併浄化処理槽の普及
③生活排水浄化資材等の利用促進
<p>【目標2】 ふれあおう、大切にしよう うるおいの水辺 （水辺空間等の整備に関する目標）</p>
①うるおいのある水辺空間の整備推進
②水循環利用の推進
<p>【目標3】 みんなで育もう みたけの水環境 （生活排水対策に係る啓発等に関する目標）</p>
①町民・事業者・町の責務の明確化・PR
②生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供
③水環境を育む行動の普及と活動への支援
④成果の評価・継続的改善
<p>【目標4】 つなげよう 可児川の流れ （可児川流域全体の生活排水対策）</p>
①流域市町の連携による生活排水対策の推進

第6章 明日に残そう 命の水

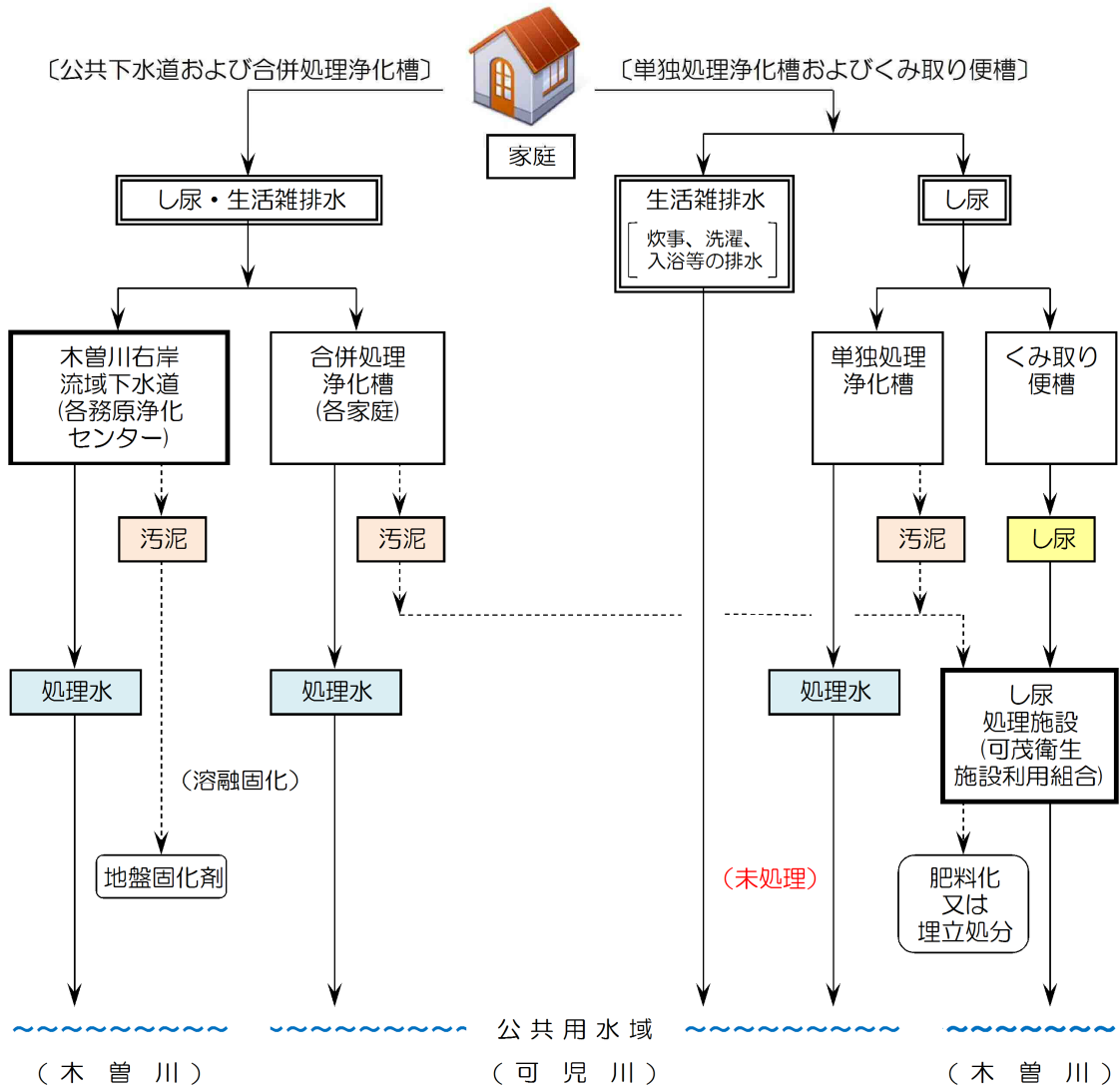
(生活排水処理施設等の整備)

1. 生活排水の処理フローの現状

本町における生活排水の処理フローの現状を資料 6-1 に示します。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理している施設は、面整備型の集合処理施設として、可児川流域沿いに広がった住宅地等を対象とした流域関連公共下水道と個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。これらの施設で処理をしている人口は、約 77%で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

資料 6-1 本町各家庭から発生する生活排水の処理フローの現状



2. 生活排水処理施設等の整備に関する基本方針

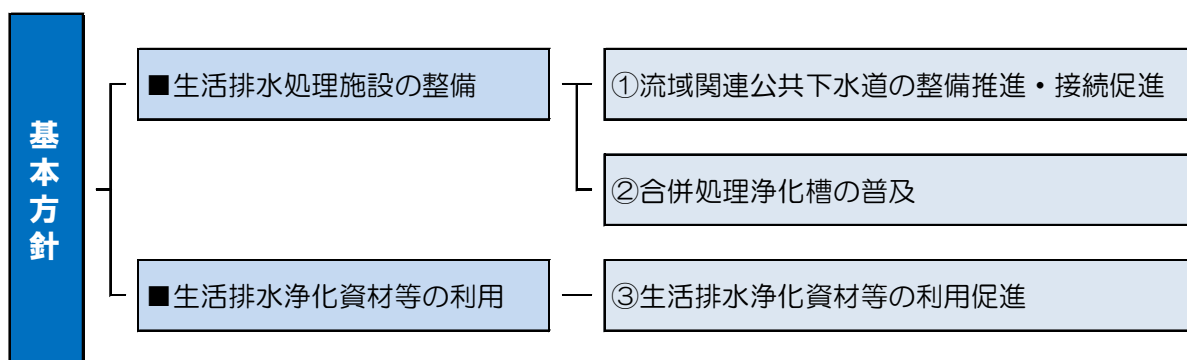
生活排水処理施設は、私たちの日常生活に欠くことのできない施設です。生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。生活排水処理施設の整備による快適な生活環境は、都市部はもちろんのこと農村部や山間部の集落においても、強く望まれています。

本町は流域関連公共下水道と合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備を進めていますが、広域的な見地から将来の維持管理を見通した効率的な施設整備を推進する必要があります。

本町では現在、人口密度の高い地域は、汚水を一箇所に集め処理する流域関連公共下水道で処理し、人口密度が低い地域で集合処理が不相当と判断される地域は、合併処理浄化槽で処理しています。今後も基本的に、この2つの生活排水処理施設で処理していく方針です（資料6-2）。

しかし、町内全域に下水道が整備されるまでには、今後もかなりの期間と多額の費用が必要であるため、家庭排水に対する町民の意識啓発を図っていきます。同時に、発生負荷量そのものを削減するために、家庭における生活排水対策に係る資材として、引き続き1ミリ目キッチンストレーナーや三角コーナー、台所用水切りネット等の利用を働きかけていきます。

資料 6-2 生活排水処理施設等の整備に関する基本方針



3. 生活排水処理施設の整備に関する計画

(1) 流域関連公共下水道の整備推進・接続促進

現況と課題

公共下水道は、公共用水の水質保全、生活環境の保全を目的として、国や県の補助金を受けて市町村が建設する下水道で、主として人口の集中している区域の生活排水処理を行うものです。

本町では、流域関連公共下水道として整備を行ってきています。平成8年に上恵土処理分区を供用開始して以来、平成24年度末現在、539haの整備をおこなってきました、本町の流域関連公共下水道計画の概要と普及状況を資料6-3,4に示します。

本町の流域関連公共下水道の平成24年度末の接続率は82.4%で、その率の向上が課題となっています。

資料6-3 流域関連公共下水道計画（全体計画）の概要

項目	内容
計画目標年次	平成37年度
計画処理人口	16,490人
処理区域面積	935ha
計画処理水量	10,330m ³ /日最大
日平均排水量	8,590m ³ /日平均
下水排除方式	分流式
処 理 分 区	流域関連公共下水道7処理分区（上之郷、御嵩、古屋敷、中、伏見、上恵土、兼山第3）

資料：上下水道課

資料6-4 流域関連公共下水道計画の普及状況

（各年度末現在人口）

区分 年度	総人口 (人)	供用開始 面積 (ha)	処理区域 内人口 (人)	接続人口 (人)	普及率 (%)	接続率
H20	19,215	491	12,755	9,810	66.4	76.9
H21	19,112	506	13,010	10,200	68.1	78.4
H22	18,986	519	13,061	10,620	68.8	81.3
H23	18,909	534	13,101	10,935	69.3	83.5
H24	19,124	539	13,680	11,268	71.5	82.4

資料：上下水道課

今後の計画

健康で快適な生活環境・自然環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、流域関連公共下水道の整備を推進し、供用開始区域においては、早期の接続を促進します。

流域関連公共下水道の整備を推進する上で、管渠建設事業を事業認可区域から順次、計画的・効率的に推進します。

以上の整備推進により、流域関連公共下水道の整備状況と処理区域内人口の推移を資料6-5のように見込んでいます。

資料 6-5 流域関連公共下水道の整備状況・処理区域内人口の見込み

(各年度末現在人口)

年度 区分	現況 (平成 24 年度)	下水道計画 中間年度 (平成 27 年度)	本計画 中間年度 (平成 30 年度)	本計画 目標年度 (平成 35 年度)	下水道計画 目標年度 (平成 37 年度)
整備面積 (ha)	539	654.9	739	879	935
処理区域内 人口 (人)	13,680	15,340	15,685	16,260	16,490

注) 本計画中間年度、本計画目標年度の数值は、下水道計画中間年度と下水道計画目標年度の値でもって比例按分した数值である。

◆施策メニュー

■流域関連公共下水道の整備推進・接続促進

- ①流域関連公共下水道の計画的な整備推進
- ②供用開始区域の接続の促進
- ③管渠建設整備推進

(2) 合併処理浄化槽の普及

現況と課題

合併処理浄化槽は、し尿のみを処理する単独処理浄化槽とは異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理することができます。また、処理水の還元により河川水量維持へ寄与できること、生活排水処理を通じて環境保全を感じることができること等、投資効率の高い住民密着型の社会資本と位置付けられます。

また、浄化槽を取り巻く環境の変化として、合併処理浄化槽の設置については、平成9年6月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、今後、新設時の合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

本町では、生活排水対策事業の一環として、国・県の補助金を受け、合併処理浄化槽の設置補助事業を平成8年度より開始しており、平成24年度末までに約370基が設置されています（資料6-6）。

単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、共に、20人未満の浄化槽の設置が最も多くなっています（資料6-7）。

合併処理浄化槽人口の推移を資料6-8に示します。公共下水道の普及拡大により現在では、合併処理浄化槽人口は減少傾向にあります。

資料 6-6 合併処理浄化槽補助基数の推移

(各年度末現在基数)

区分 年度	合併処理浄化槽の規模				計 (基)
	～5人槽 (基)	6～7人槽 (基)	8～10人槽 (基)	40人槽未満 (基)	
H8～H19	49	158	76	5	288
H20	7	7	1	0	15
H21	2	15	2	0	19
H22	13	5	2	0	20
H23	4	9	1	0	14
H24	3	9	1	0	13
合計	78	203	83	5	369

資料：上下水道課

資料 6-7 合併処理浄化槽設置状況（平成24年度）

区分 人槽	単独処理浄化槽 (基)	合併処理浄化槽 (基)	合計 (基)
～20人	519	559	1,078
21～50人	24	20	44
51～200人	2	10	12
201～500人	0	9	9
501人～	0	4	4
合計基数	545	602	1,147

資料：上下水道課

資料 6-8 合併処理浄化槽人口の推移

(各年度末現在人口)

区分 年度	人口 (人)
H20	3,499
H21	3,456
H22	3,412
H23	3,438
H24	3,380

資料：上下水道課

今後の計画

国、県等の合併処理浄化槽に関する方針や支援の動向を踏まえ、人口密度が低く、集合処理が不適當な地域については、合併処理浄化槽の設置に努めます。そのため、国、県の補助金制度を積極的に活用し、合併処理浄化槽に対する補助事業を推進します。

あわせて、合併処理浄化槽の必要性と補助制度のPR・啓発活動、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

浄化槽の能力維持のため、浄化槽の適切な維持管理を促進します。

以上の合併処理浄化槽の普及・啓発の推進により、合併処理浄化槽による処理人口の推移を資料 6-9 のように見込んでいます。

資料 6-9 合併処理浄化槽人口の見込み

(各年度末現在人口)

人槽	区分	現況 (平成 24 年度)	中間年度 (平成 30 年度)	目標年度 (平成 35 年度)
合併処理浄化槽人口 (人)		3,380	1,257	872

注) 公共下水道整備の拡大により、今後、合併処理浄化槽人口は減少すると見込んでいる。

資料：上下水道課

◆施策メニュー

■合併処理浄化槽の普及

- ①合併処理浄化槽設置補助事業の推進
- ②合併処理浄化槽の必要性と補助制度のPR・啓発
(具体的実施例)
・機会あるごとのPR・啓発
- ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ④合併浄化槽の適切な維持管理の促進
(具体的実施例)
・浄化槽の調査

(3) 生活排水処理施設整備計画のまとめ

生活排水処理施設の整備計画に基づく計画目標年次における処理形態別人口の現況と見込みを資料 6-10 に示しました。また、生活排水処理人口の推移と計画を資料 6-11 に示しました。なおこの推移と計画は、下水道計画の目標年度であります平成 37 年度には、下水道処理区域内の方々は全て下水道へ接続、その他の区域外の方々は全て合併処理浄化槽にて処理している（水洗化率 100%）として仮定し、作成したものです。

これらの生活排水処理施設の整備により、生活排水処理率は、平成 24 年度末現在の 76.6%に対して平成 35 年度末には 96.0%になると見込まれます（資料 6-10,12）。

また、参考として、資料 6-13 に流域関連公共下水道計画一般図を示しました。

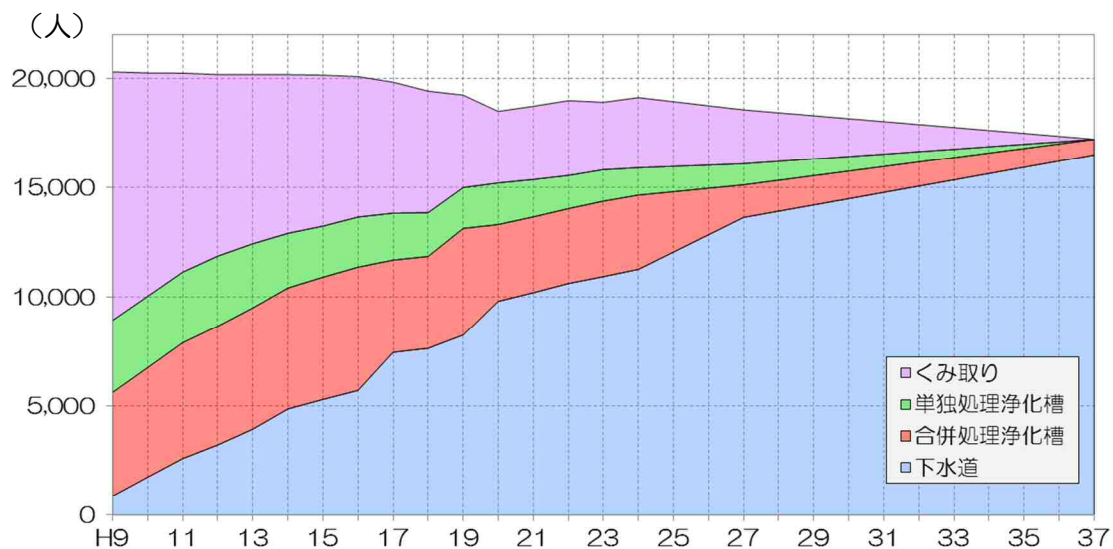
資料 6-10 生活排水処理形態別人口と生活排水処理率の現況と見込み

(単位：人)

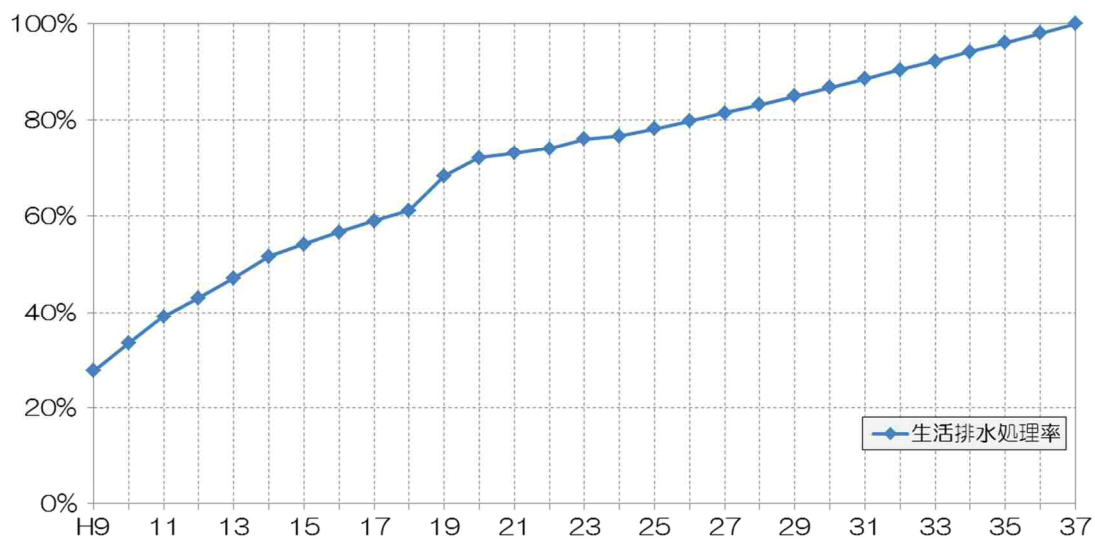
処理形態別人口	現況 (H24 年度)	本計画 中間 (H30 年度)	本計画 目標 (H35 年度)	下水道計画 目標 (H37 年度)
計画処理区域内人口 ①	19,124	18,157	17,482	17,210
水洗化人口 ②	15,898	16,419	16,984	17,210
生活排水処理人口 ③	14,648	15,745	16,790	17,210
(1)流域関連公共下水道人口	11,268	14,488	15,918	16,490
(2)合併処理浄化槽人口	3,380	1,257	872	720
単独処理浄化槽人口	1,250	674	194	0
非水洗化人口	3,226	1,738	498	0
くみ取り人口	3,226	1,738	498	0
自家処理人口	0	0	0	0
水洗化率 (%) (②/①)	83.1	90.4	97.2	100.0
生活排水処理率 (%) (③/①)	76.6	86.7	96.0	100.0
計画処理区域外人口	0	0	0	0

注)下水道計画の目標年度である平成 37 年度に、水洗化率 100%になるものとして作成。

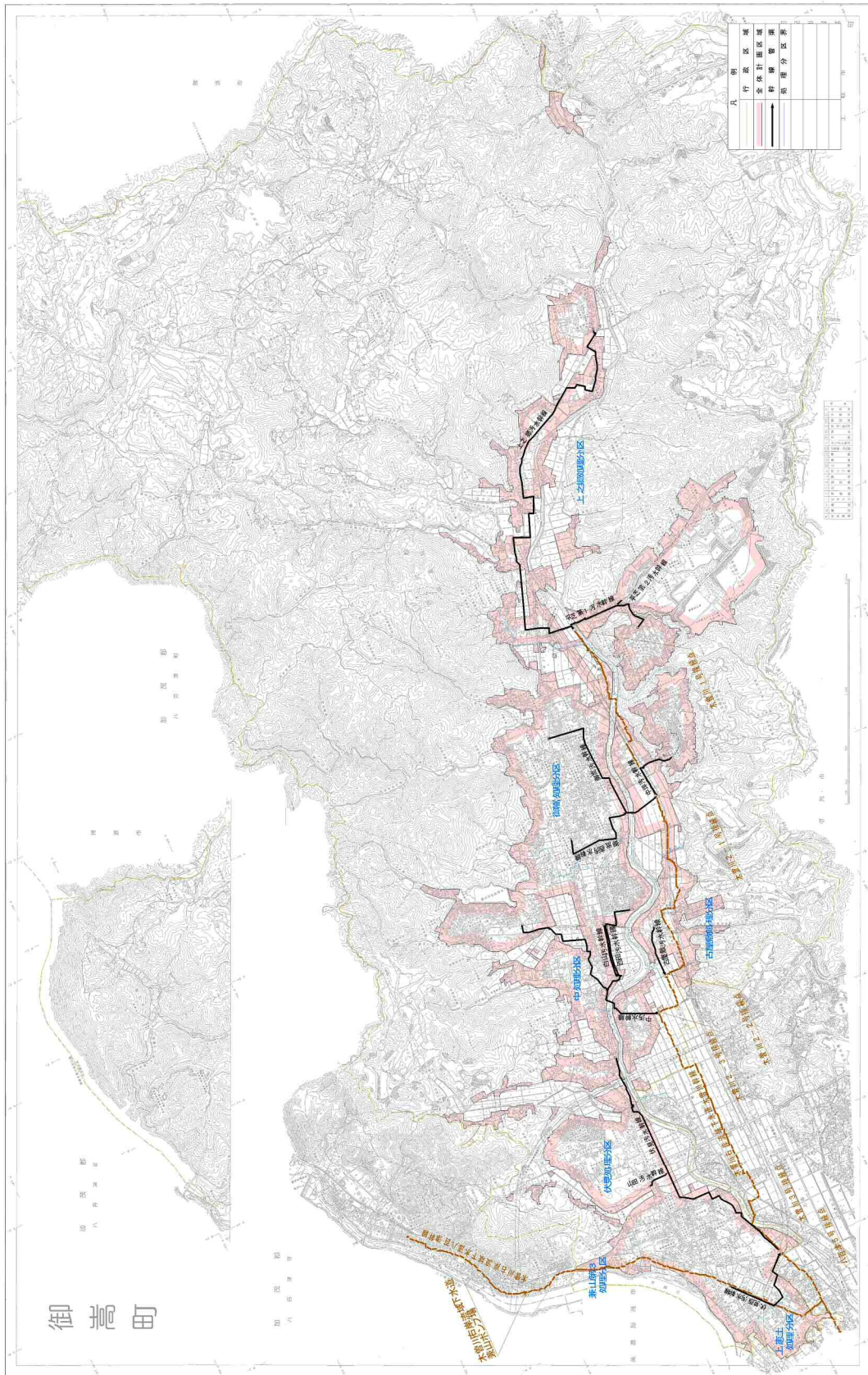
資料 6-11 生活排水処理人口の推移と計画



資料 6-12 生活排水処理率の推移と計画



資料 6-13 流域関連公共下水道計画一般図



(4) 計画による汚濁負荷量の削減効果

生活排水処理施設の整備計画によって、平成 35 年度における BOD 汚濁負荷量の削減量は資料 6-14 のとおり、平成 24 年度に比べて約 83%の削減になると見込まれます。

資料 6-14 汚濁負荷の削減量

(単位：kg/日)

	排出負荷量 原単位 (g/人・日)	B O D		
		現 況 (平成 24 年度)	目 標 (平成 35 年度)	負 荷 削 減 量
公共下水道	—	0.0	0.0	0.0
合併処理浄化槽	10.9	36.8	9.5	27.3
単独処理浄化槽	44.3	55.4	8.6	46.8
くみ取り	40.0	129.0	19.9	109.1
合計	—	221.2	38.0	183.2
負荷量削減率	—	82.8%		

※排出負荷量原単位について

排出負荷量原単位は「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 平成 20 年 9 月 (社)日本下水道協会」を参考に以下の値とした。

- ・合併処理浄化槽 (し尿+生活排水)：10.9g/人・日
- ・単独処理浄化槽 (し尿のみ)：4.3g/人・日、
- ・未処理雑排水：40.0g/人・日

※公共下水道の汚濁負荷が 0 の理由

公共下水道は各務原市内の各務原浄化センターにて汚水処理され木曾川に放流されている。本町内に処理水が排出されないため、汚濁負荷は 0 としている。

※単独処理浄化槽の排出負荷量原単位について

単独処理浄化槽はし尿のみ処理され、その他の生活雑排水は未処理であるため、単独処理浄化槽排出負荷量原単位と未処理雑排水排出負荷量原単位を足した 44.3 g/人・日を採用している。

※くみ取りし尿の排出負荷量原単位について

くみ取りし尿は美濃加茂市内の緑ヶ丘クリーンセンターにて汚水処理され木曾川に放流されている。本町内に処理水が排出されないため、し尿の汚濁負荷としては 0 としている。ただし生活雑排水は未処理であるため、未処理雑排水排出負荷量原単位の 40.0 g/人・日を採用している。

※汚濁負荷量の算出方法について

汚濁負荷量は P.40 の各処理形態別人口に各処理形態別排出負荷量原単位を乗じて算出している。

※負荷量削減率の算出方法について

負荷量削減率は「100-目標(平成 35 年度)の負荷量合計/現況(平成 24 年度)の負荷量合計×100」にて算出している。

4. 生活排水浄化資材等の利用に関する計画

現況と課題

河川の直接浄化法としては接触酸化、ろ過、炭による吸着、植物による浄化等があります。

岐阜県では、生活排水対策として、ブルーリバー作戦を推進していますが、その一環として本町では、台所用水切りネットの無料配布等の取り組みを行っています(資料 6-15)。

今後も、町民の水環境に対する意識の向上による、1ミリ目キッチンストレーナーや三角コーナーの自主的な使用を促進する必要があります。

また、これら以外の効果的な浄化資材の検討を行っていく必要があります。

資料 6-15 ブルーリバー作戦の推進状況

配布時期	配布地区	配布世帯数(世帯)
平成 26 年 1 月、2 月	全町	1,000

今後の計画

今後も、1ミリ目キッチンストレーナーや三角コーナー、台所用水切りネットの町民の使用を促し、ブルーリバー作戦を推進します。さらに食べ残しを処理するゴムべらや洗剤がなくても汚れのおちるアクリルたわし等の利用のPRに努めます。

生活排水により汚濁が進んでいる緊急性の高い水域については、植生等による直接浄化法の導入を検討していきます。その際、本町内の河川で利用可能なものがあるか研究・調査し、効果の期待できるものについて、導入の検討を行います。

◆施策メニュー

■生活排水浄化資材等の利用促進

①台所周りの生活排水浄化資材の利用促進

(具体的実施例)

- ・1ミリ目キッチンストレーナー、三角コーナー、台所用水切りネットの利用促進
- ・ゴムべらやアクリルたわしの利用のPR

②直接浄化法の導入検討

第7章 ふれあおう、大切にしよう

うるおいの水辺

(水辺空間等の整備)

1. 水辺空間等の整備に関する基本方針

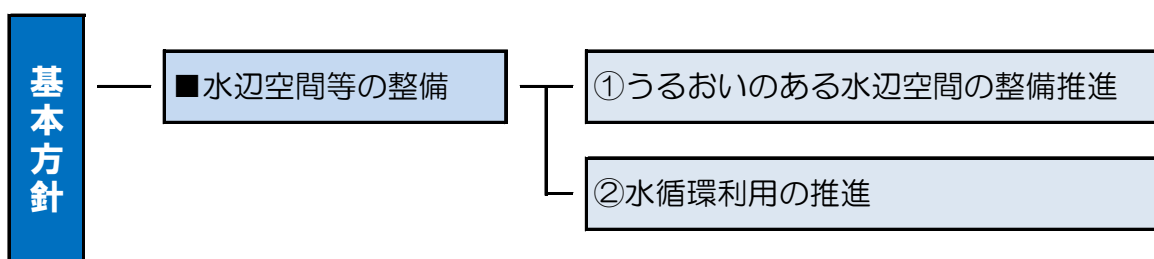
生活排水対策や河川美化活動は、町民一人ひとりの自主的な取り組みによるところが大きい課題です。この自主的な取り組みを促進するためには、河川が身近な存在であることが望ましいと言えます。よって、町民の川への関心を高め、川を愛する心を育てていくことは、生活排水対策への取り組みを促進するという視点からも重要な事業です。最近では水に親しむ機会が少なくなり、特に子どもたちは川から遠ざかっている傾向が見受けられます。

河川の水量は、水質、親水性、景観やそこにすむ水生生物の生息等とともに重要な要素です。季節により河川の水量が大きく変わる日本では、日頃から健全な水循環の確保を意識した行動・取り組みが大切になってきます。

誰もが水と親しみ、川の流れの持つ清涼感や開かれた空間を体験できるよう、景観上も優れた水辺空間の保全に努めます。

森林や里山の保全を図るとともに、雨水の地下浸透等の水循環を考慮し、健全な水循環の利用を推進します(資料7-1)。

資料7-1 水辺空間等の整備に関する基本方針



2. 水辺空間等の整備に関する計画

(1) うるおいのある水辺空間の整備推進

現況と課題

本町では、快適な親水空間の整備として資料 7-2 に示す取り組みを行っています。

真名田ため池（真名田親水公園）は、一周 1,300mの散策路を設置するなど親水空間整備が行われていますが、その他の水辺は有効な活用が行われていない状況にあるため、親水空間の整備を推進し、うるおいのあるまちづくりを実現する必要があります。

資料 7-2 親水性に配慮した水辺空間の整備状況

名 称	概 要
真名田ため池	親水公園整備（完了）
送木ビオトープ	子ども達が自然を学ぶためにビオトープを整備（完了）

資料 7-2 真名田親水公園の様子



今後の計画

河川の改修にあたっては、親水性を活かした整備を推進します。

町民の川に対する関心を高め、うるおいのある水辺空間の創出のため、シルバー人材センターやボランティア団体による草刈作業や“御嵩をきれいにし隊”による清掃活動を今後も継続して実施し、河川敷や堤防敷の美化に努めます。

町内には河川だけでなく、多数のため池がありますが、水源としてはもちろん、うるおいのある景観を生み出す水辺空間として位置付け、ため池整備事業を推進します。

◆施策メニュー

■うるおいのある水辺空間の整備推進

- ①親水性を活かした河川改修の推進
(具体的実施例)
・ホタルや魚のたくさん生息する川づくり
- ②親水公園の保全と活用
- ③河川敷・堤防敷の美化
- ④ため池整備事業の推進

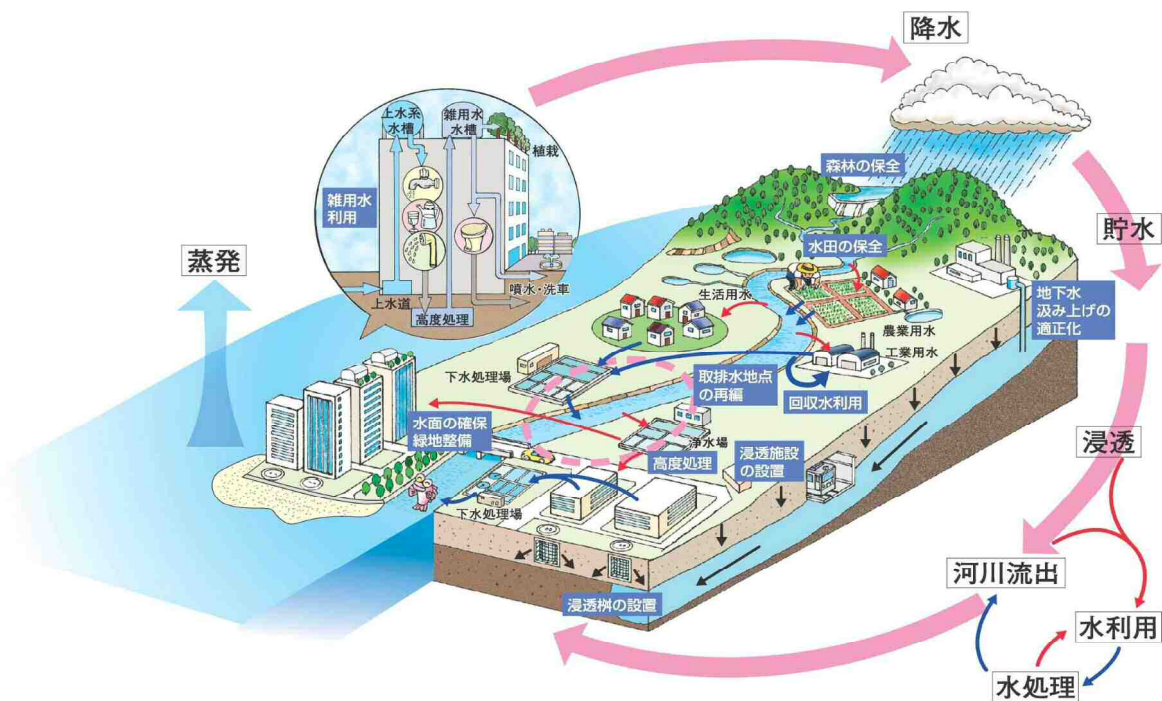
(2) 水循環利用の推進

現況と課題

本町では、生活排水対策指導員の委嘱や湿地保全検討委員会の設置などを行い、普及・啓発事業の推進に取り組んでいます。

今後、下水道整備が進むにつれ、河川流量の減少が見込まれます。よって、森林保全や雨水の利用促進等による水の循環利用を進める必要があります。

資料 7-3 水循環のイメージ図



資料：国土交通省

今後の計画

森林や水田、ため池は、本来、地下水涵養・貯留、水量調整、水質浄化等の水環境保全機能を有しています。これらの機能を維持し、水の循環利用を図るため、森林や農地等の緑地の保全に努めます。

河川の流量保持、ひいては、河川の水質浄化のため、雨水等の利用を促進します。身近なところでは、雨水・井戸水の散水や洗車への利用促進、公共施設においては、雨水貯留槽の設置の導入を検討します。

地下水は自然の浸透過程における浄化作用を持つとともに、湿地や湧水の水量を維持する等、水循環における貯蔵庫としての機能を有し、重要な役割を果たしています。このため、公共施設等の整備に際しては雨水浸透ますの設置や道路透水性舗装（実績例：中公民館駐車場を浸透性舗装にて整備）により、雨水の地下浸透の推進を図ります。

◆施策メニュー

■水循環利用の推進

①保水力の維持のための緑地の保全

②雨水等の利用促進

（具体的実施例）

- ・雨水・井戸水の散水・洗車利用
- ・風呂水等、一度利用した水の再利用

③雨水の地下浸透の推進

（具体的実施例）

- ・雨水浸透ます、道路透水性舗装等による雨水の地下浸透の推進

第8章 みんなで育もう みたけの水環境

(生活排水対策に係る啓発等)

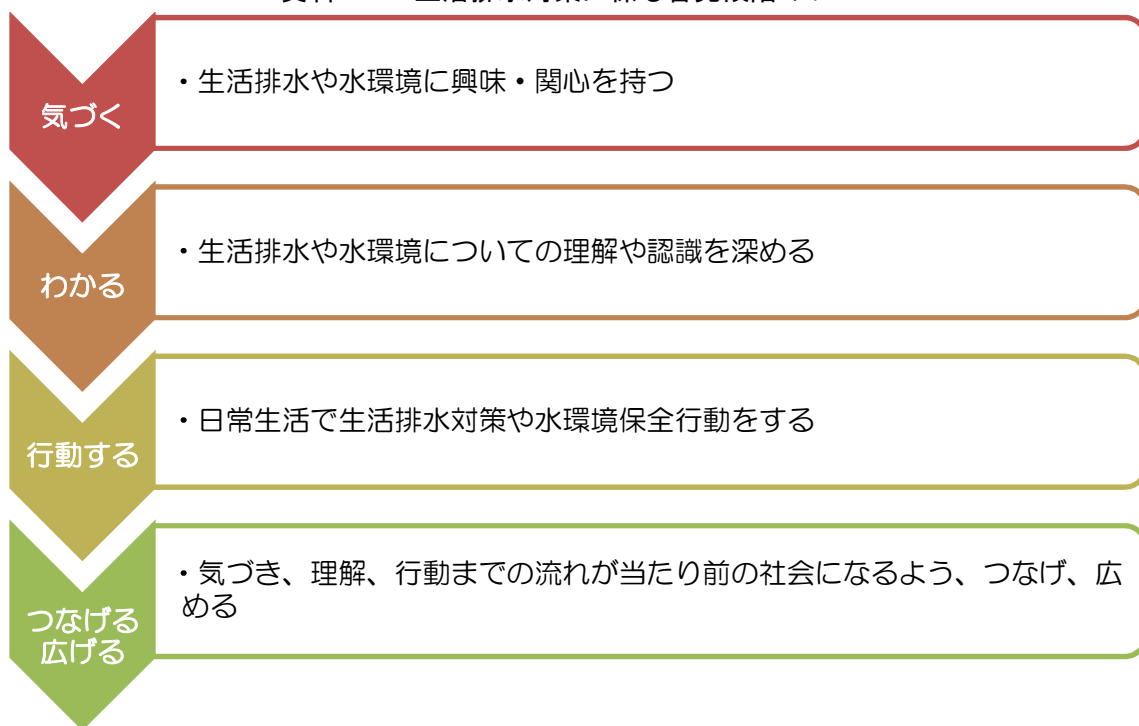
1. 生活排水対策に係る啓発等に関する基本方針

生活排水対策を含む水環境問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることによって、はじめて達成されるものです。このためには、町民、事業者、町がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力して取り組んでいく関係者のパートナーシップを確立するしくみが重要です。

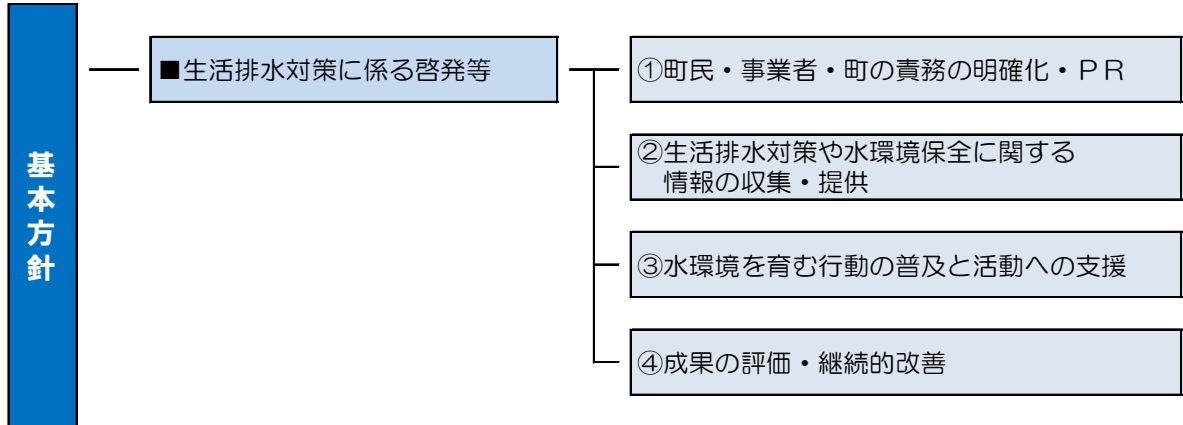
啓発段階のフローを資料 8-1 に示します。町民、事業者、町が最終的には行動することが当たり前の社会になるまで、啓発等を行っていく予定です。またそのために資料 8-2 に示す施策の基本方針に沿って、取り組んでいく予定です。

あわせて、生活排水対策に関する活動の成果の評価を行い、次の施策へ展開できるよう努めます。

資料 8-1 生活排水対策に係る啓発段階のフロー



資料 8-2 生活排水対策に係る啓発等の基本方針



2. 町民・事業者・町の責務の明確化・PR

生活排水対策や水環境保全を伝えるとき、まず、そのために何をすべきか、自分にはどんな役割・責務があるのかを知り、理解することが第一歩です。ここでは、流域関連公共下水道等の整備状況を勘案した町民の責務、並びに事業者、町の責務を記載します。

(1) 町民の責務

●共通の責務

- ・生活排水対策や水環境保全に係る自主的活動の実施
- ・町が推進する生活排水対策や水環境保全への協力
- ・ブルーリバー作戦の推進

合成洗剤の適量使用
廃食用油のリサイクル
調理くずや油を流さない

- ・側溝または排水路等の清掃
- 流域関連公共下水道整備地域の町民
 - ・流域関連公共下水道への早期接続
- 流域関連公共下水道未整備地域の町民
 - ・合併処理浄化槽の設置
- 流域関連公共下水道が当分の間整備されない地域の町民
 - ・発生負荷の削減対策
 - ・合併処理浄化槽の設置および単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
 - ・単独処理浄化槽、排水浸透ます等の処理設備の適正な維持管理

(2) 事業者の責務

- 生活排水対策関連製品の製造事業者および販売業者
 - ・生活排水対策に有効な製品の開発または供給
- 浄化槽工事業者および住宅建築の請負業者
 - ・浄化槽設置者に対する合併処理浄化槽に関する情報の提供
- すべての事業者（企業町民として）
 - ・生活排水対策や水環境保全に係る自主活動の実施
 - ・町が推進する生活排水対策や水環境保全への協力

(3) 町の責務

- 生活排水に係る処理計画の策定
- 木曾川右岸流域下水道事業の計画的な推進
- 合併処理浄化槽に対する補助事業の推進
- 浄化槽の適正な維持管理の促進
- 流域関連公共下水道が整備された地域における早期接続の促進
- 生活排水対策浄化資材の紹介、廃食用油分別収集の推進
- 工場や事業所に対する排水の適正管理指導
- 河川の自然浄化能力の維持・回復を図るため、水生生物の生息できる環境整備の推進
- 生活排水対策および水環境保全に関する意識の高揚のための啓発
- 生活排水対策および水環境保全に関する情報の収集と提供

◆施策メニュー

■**町民・事業者・町の責務の明確化・PR**

- ①町民・事業者・町の責務の明確化
- ②水環境保全に関する基本方針のPR

3. 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

現況と課題

本町では、必要な情報の収集・整理、提供・PRとして、それぞれ資料 8-3,4 に示す取り組みを行っています。

昨今の町民の環境への意識の高まり、環境問題の複雑化等に伴い、環境情報を迅速かつ的確に把握するとともに、誰もがいつでも利用できるように、整理・備蓄しておくことが必要です。そしてその情報を積極的に提供することが重要となっています。

また、社会・経済のしくみが複雑化し、町民、事業者、町それぞれが単独で取り組んでいてはなかなか効果が得られなくなっており、各主体が協働して生活排水対策や水環境保全に取り組んでいくことが不可欠となっています。

資料 8-3 必要な情報の収集・整理の状況

項目	情報の内容等
①河川の水質調査	生活環境項目5項目（pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数）に加えて COD、全リン、全窒素、陰イオン界面活性剤の項目について年4回、可児川本流3ヶ所とその支流7ヶ所で水質調査を行っています。健康項目についても年2回水質調査を行っています。
②河川の水生生物調査（カワゲラウオッチング）	河川の水質を知るとともに、調査の体験を通じて水質の保全及び浄化の重要性の認識を深めることを目的に、小中学生及び水質保全体等の参加により、水生生物調査を行っています。
③県・関係市町との連携	県からは必要に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市町とは定期的な会議で情報交換を行っています。

資料 8-4 情報の提供・PRの方法

名称	概要
①広報、回覧	年12回発行の広報や回覧を通じて、生活排水対策等の記事を掲載し、情報の共有化を図るとともにPRしています。
②環境学習	地域の子どもたちの環境への関心を高めたり、生涯学習講座等による環境関連講座の開講により、環境に関する学習の機会を提供しています。
③年次報告書	河川の水質調査の結果を「御嵩町環境汚染総合調査報告書」に掲載し、公表しています。
④町民活動	生活排水対策指導員の育成により、河川環境への関心の喚起を促すとともに、情報の提供・PRを行っています。

今後の計画

生活排水対策や水環境保全に関する必要な情報が適切に収集・整理され、町民、事業者と共有するために、現在の施策を充実させるとともに、高度情報化社会に適応した新しい情報収集や情報提供を推進します。

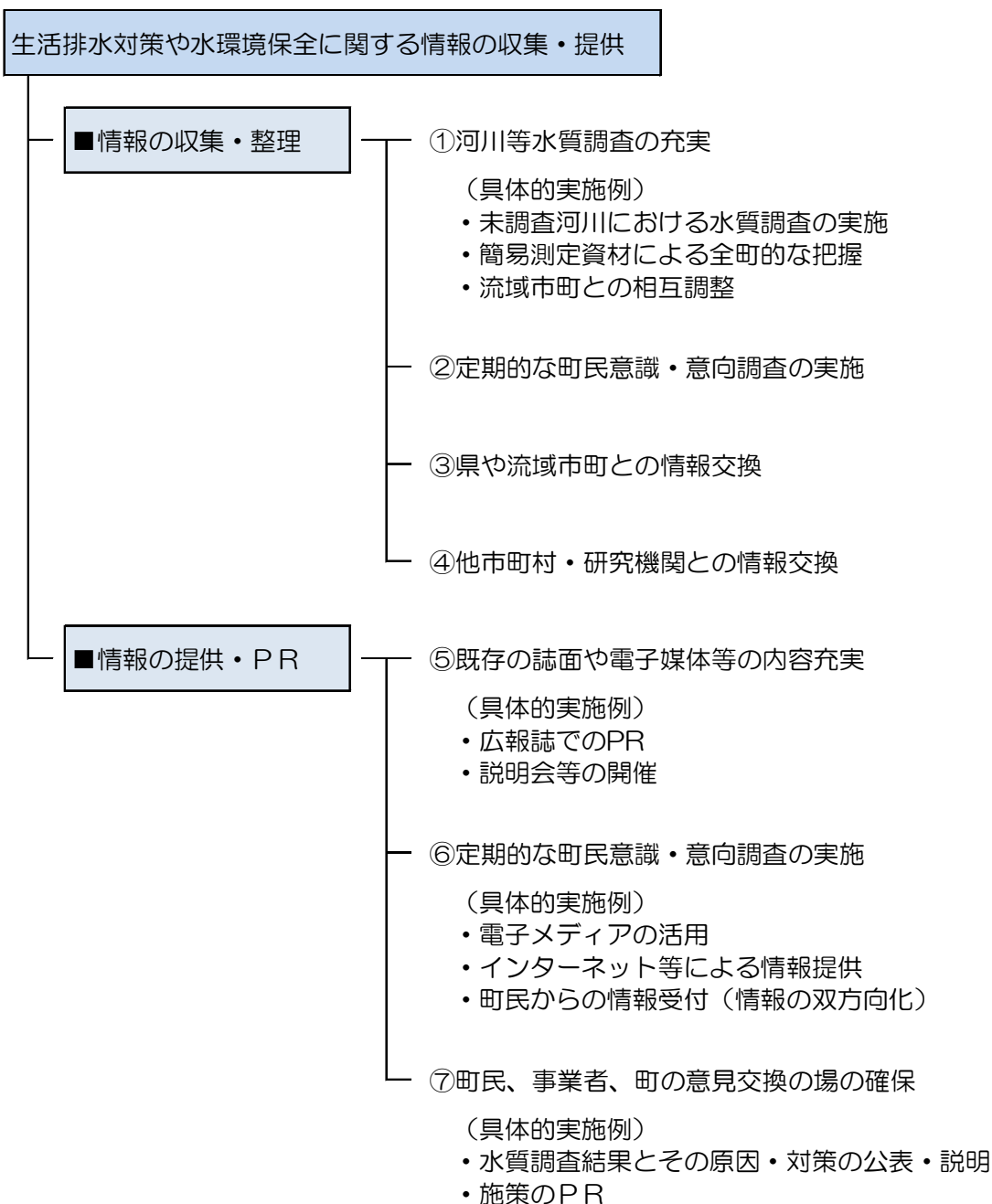
情報の収集・整理については、ブルーリバー作戦の一環として、カワゲラウオッチングで水生生物の調査を行ってきましたが、今後、町民参加によって、水生生物の調査だけでなく、他の河川水質調査指標も用いて、水質調査の実施を進めます。今後は、簡易測定資材による全町的、さらに流域市町との連携による河川水質の把握にも努めます。

これまで、生活排水対策に関するアンケートを行い、町民の意向を調査してきましたが、今後も必要に応じて、町民の意識等の調査を行い、施策等に反映させていきます。

水環境保全のネットワークを町内のみならず、県や流域市町、研究機関に広げ、情報交換を積極的に行っていきます。

情報の提供・PRについては、誌面や電子媒体による情報提供を充実させていきます。さらに、水質調査結果やその原因、それに基づく水質汚濁防止対策についての説明や施策のPRを行う等、町民、団体、事業者、町の意見交換の場を設けることにより情報の共有化を図ります。

◆施策メニュー



4. 水環境を育む行動の普及と活動への支援

現況と課題

岐阜県では生活排水対策事業として、ブルーリバー作戦の推進を行っており、本町では、普及・啓発事業として、1ミリ目キッチンストレーナーの普及、廃食用油分別収集の実施、河川環境美化の推進を掲げています（資料 8-5）。

また、平成7年より生活排水対策指導員を育成し、これらの行動の普及・啓発活動を推進しています。

今日の水環境を含めた都市・生活環境問題を解決するためには、町民一人ひとりが環境問題について理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動を実践していくことが不可欠であることから、その活動のさらなる普及と支援が必要です。

資料 8-5 普及・啓発事業の達成状況

名 称	概 要
①1 ミリ目キッチンストレーナー等の普及	平成7～9年度にかけて合併処理浄化槽設置の大型団地を除く全世帯に配布しました。 また平成25年度には台所用水切りネットを1,000世帯に配布しました。
②廃食用油分別収集の実施	廃食用油の分別収集を行っています。
③河川環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・松野湖クリーン作戦の実施（毎年11月） ・御嵩町主催可児川クリーンキャンペーン （毎年2月） ・子ども会育成協議会主体の可児川クリーン作戦 （毎年10月） ・御嵩町シルバー人材センターやボランティア団体による一級河川堤防草刈作業（毎年1～2回） ・御嵩をきれいにし隊による清掃活動 （各団体による） ・カワゲラウォッチングとあわせた河川の清掃活動 ・美佐野ふるさと川公園の活用

今後の計画

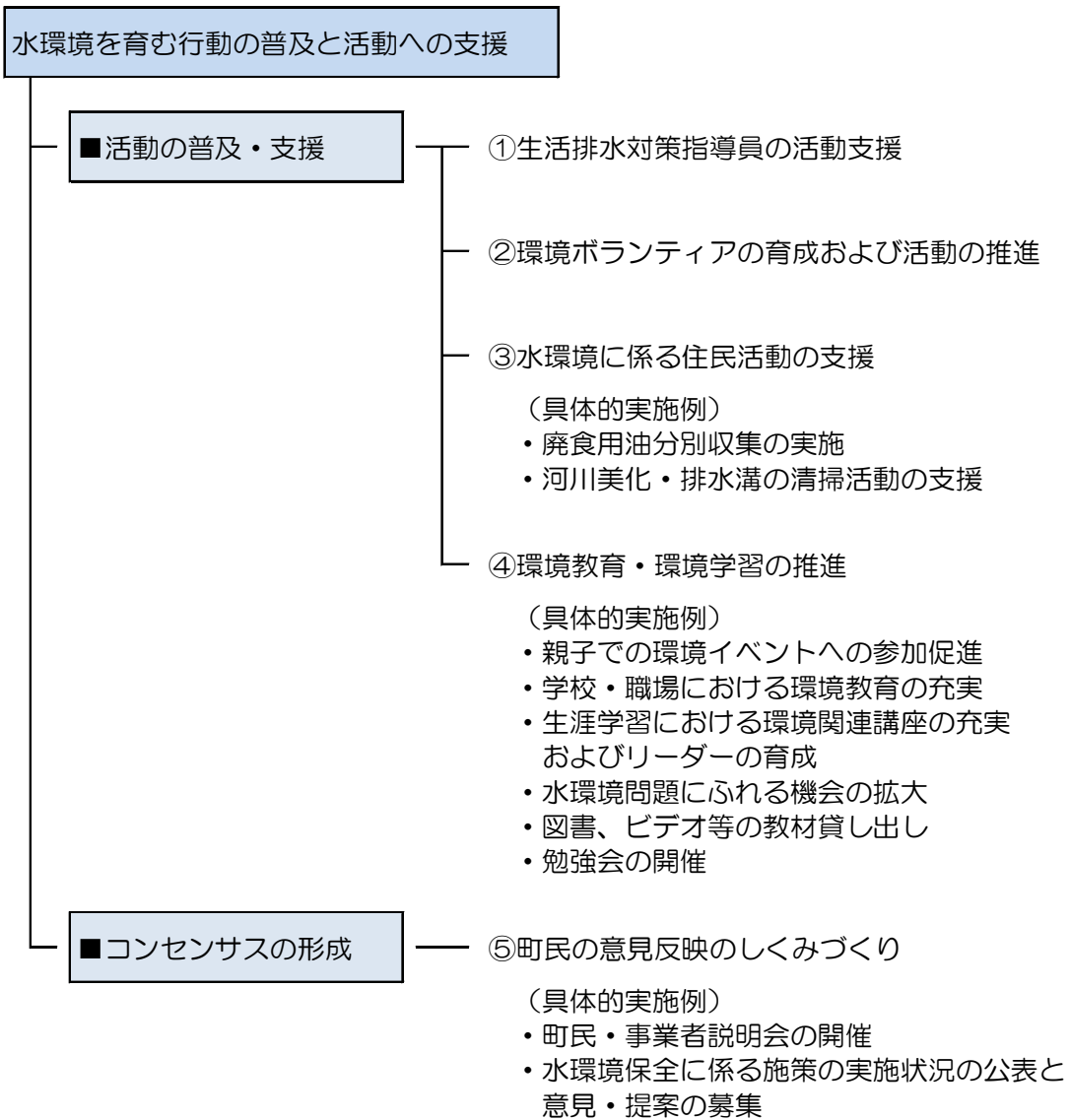
水環境保全について、町が何に向かって施策を講じているのか明確にし、それを町民一人ひとりに伝える努力をし、それらを知った町民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

活動の普及・支援として、生活排水対策指導員、環境ボランティアの育成および活動の推進、河川美化活動等の住民活動の支援、また、世代を問わず不可欠な環境教育・環境学習の推進に努めます。

町から町民、事業者への一方向の支援、施策の伝達ではなく、町民、事業者の活動への参加を促すためのコンセンサスの形成として、町の水環境についての方針・施策等の町民・事業者への説明会の開催、さらに、方針・施策等に対する意見・提案の募集を行う等、水環境問題に取り組むための事業や施策への町民意見の反映のしくみづくりに努めます。



◆施策メニュー



5. 成果の評価・継続的改善

現況と課題

町では、率先して環境保全活動に取り組み、町の諸活動に伴う環境負荷を軽減するためのしくみづくりとして、かつては平成 13 年に環境管理の国際規格である ISO14001 認証を取得しました。

環境保全活動等の取り組みは地道な努力が必要となってくるものであり、目に見える早急な効果が必ずしも期待できるものではありません。その場合、重要となってくるのは、継続的な改善です。

継続的な改善を実施するにあたって、ISO14001 での取り組みにも見られるように、PDCA、すなわち、P（計画）、D（実行）、C（評価）、A（行動）の考え方が重要となってきます。



今後の計画

本町では、この ISO14001 の計画、実行、評価、行動の PDCA の考え方を応用し、今後、水環境保全に係る実施した事業・施策等について、効果、もしくは成果を点検・評価する町内のしくみをつくります。さらに、可見川流域の 1 町 2 市相互間のしくみを充実させ、より効率的で、効果的な次への施策実行のための足がかりとします。

◆施策メニュー

■成果の評価・継続的改善

—— ①点検評価のしくみの充実

(具体的実施例)

・河川水質、施策の評価のしくみづくり

第9章 つなげよう 可児川の流れ

(可児川流域全体の生活排水対策)

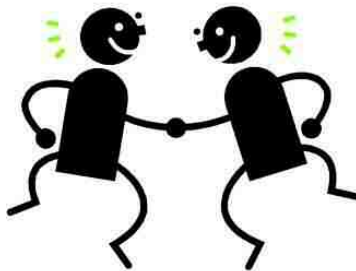
1. 可児川流域全体の生活排水対策に関する基本方針

古くから、河川の流域沿いに、地域の文化や風土が発達してきました。今、人と川との結びつきが失われつつあり、もう一度、そのあり方について見直し、豊かな河川環境の保全・整備の推進を図る大きな転換期を迎えています。

そのためには、河川の持つ、自然的価値を尊重しながら、水系を軸とした流域全体の総合的な取り組みを進めていくことが大切です。

可児川は本町だけでなく、可児市、多治見市内にも流域が広がっています。この可児川流域全体の生活排水対策を推進するためには、その流域の1町2市の連携が不可欠です。

可児川流域の1町2市の連携を高めることにより、より一層、効果的な生活排水対策の推進に努めます。



資料 9-1 可児川流域全体の生活排水対策に関する基本方針

基本方針

■流域市町の連携による生活排水対策の推進

2. 可児川流域全体の生活排水対策に関する計画

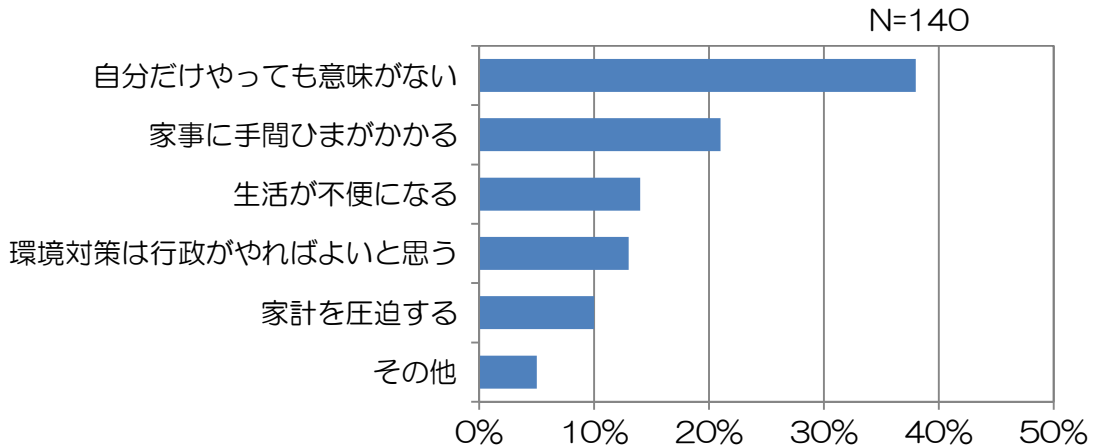
現況と課題

平成 14 年 2 月に実施しました生活排水対策に関する町民アンケート結果では、川をきれいにしたりする環境づくりの妨げとなるものについて尋ねたところ、「自分だけやっても意味がない」という回答が 38%でした（資料 9-2）。

一方で地域ぐるみの取り組みで川や海はきれいになりますかと尋ねたところ、85%の人が「地域ぐるみの取り組みによりきれいになると思う」と回答されました（資料 9-3）。

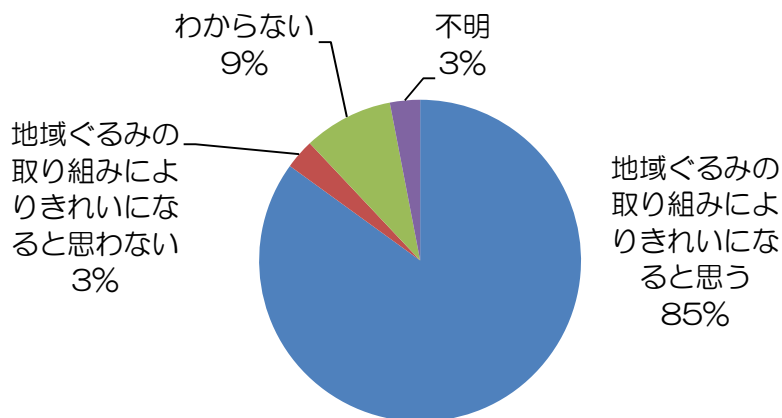
町民の方々がお考えのように、流域全体の河川整備と水質保全、あるいは地域と一体となった水辺づくりの推進等、より積極的に地域との連携を密にした施策の展開が必要となってきます。

資料 9-2 水環境づくりの妨げとなる原因（複数回答選択）



資料：環境課実施（平成 14 年 2 月の生活排水対策町民アンケートの結果）

資料 9-3 地域ぐるみでの取り組みによる川・海の浄化効果に対する意識（択一回答選択）



資料：環境課実施（平成 14 年 2 月の生活排水対策町民アンケートの結果）

今後の計画

流域の1町2市の協力により、可児川流域全体を意識した定期的な河川美化活動を推進します。

環境リーダーを流域市町間で活用し合い、その交流を推進します。

◆施策メニュー

■流域市町の連携による生活排水対策の推進

- ①流域を意識した河川美化活動の推進
(具体的実施例)
 - ・1町2市の協力による定期的な清掃活動の実施
- ②流域水環境の調査
(具体的実施例)
 - ・小中学生の水質調査・発表等の支援・情報交換
- ③流域市町との連携
(具体的実施例)
 - ・情報交換
 - ・河川水質、施策の評価
- ④環境リーダーの市町間相互交流の推進



第 10 章 用語説明

用 語	説 明
汚泥（スラッジ）	一般には、でい状のものをいい、工場排水、下水処理、浄水等の水処理施設の沈殿槽等で水から分離されたでい状物や、河川や湖沼の水底に沈殿しているでい状のもの（底質）等がある。
汚濁負荷量（汚染負荷量）	硫酸化物、有機物等の物質が大気や水等の環境に排出される量のことをいい、物質の濃度と排出ガス量や排出水量等との積で表される。大気用語として「汚染」、水質用語として「汚濁」を用いることが多い。
合併処理浄化槽	し尿等の生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽といい、し尿だけを浄化する施設を単独処理浄化槽、し尿と炊事、風呂、洗濯などからの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。
環境基準	「環境基本法」の「政府は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めるものとする」という規定に基づいて政府が定める環境に関する基準をいう。この基準は行政上の目標であって工場立地の規制、公害防除施設の整備等の公害対策を総合的に進めていく指標の役割を果たすものである。
健康項目	水質汚濁物質の中で人の健康に有害なものとして定められた項目で、現在、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、農薬類等 26 項目が該当し、水環境中の濃度について、人の健康の保護に関する基準として、環境基準が設けられている。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）は除かれる。処理場のない下水道は公共用水域となる。

用語	説明
親水空間	水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩等の日常生活や観光、レクリエーションを通して、海、湖沼や河川等を身近に親しむ場のことをいう。
水域類型	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準については、河川、湖沼、海域ごとに利水目的等に応じた類型を設け、類型ごとに異なった基準を定めている。各公共用水域については、類型を指定することにより当該水域の環境基準が具体的に示されることになる。
生活環境項目	生活環境項目は、生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）、大腸菌群、n～ヘキサン抽出物質含有量、全窒素、全リンの9項目について定められている。 環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水等の利用目的に応じた類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に項目別に定められている。
生活排水	し尿、炊事、洗濯及び風呂など、人の生活に伴って公共用水域に排出される全ての排水を指す（なお、「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除いた排水をいう。）。
生活排水対策推進計画	「水質汚濁防止法」には、人の生活に伴って排出される生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、国・地方公共団体・国民の責務が明らかにされており、各都道府県知事によって対策重点地域等の指定を受けた当該地域の市町村が策定する生活排水対策を実施するための計画。
全窒素	水中の窒素量を示し、湖沼等の富栄養化の度合いを表す。
全リン	水中のリン量を示し、湖沼等の富栄養化の度合いを表す。

用 語	説 明
大腸菌群数	生活環境項目の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物等による汚れを知る尺度として用いる。人畜の腸内に寄生する細菌等を総称して大腸菌というが、大腸菌の数が多いとほかの有害細菌も多くなる傾向がある。検査は大腸菌群としておこない、河川水などでは 100 ミリリットル中の群数を最も確実な数（MPN：Most Probable Number）として表示する。
農業集落排水施設	農村地帯（農業振興地域）の集落単位で行われるし尿・生活雑排水処理施設を指す。
ブルーリバー作戦	近年、公共用水域の汚れの原因として、家庭からの生活雑排水がクローズアップされている。このため、岐阜県では昭和 63 年度に「岐阜県生活雑排水対策推進要綱」を策定し、河川の汚れを防ぐために、市町村及び婦人会、生活学校等の協力を得て生活雑排水対策事業を「ブルーリバー作戦」と名付け展開している。
BOD （生物化学的酸素要求量）	溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に 20℃で5日間に消費される酸素量を mg/l で表したものをいう。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニア等になる。その際水中の溶存酸素が消費されるので数値が高いと、有機物質濃度が高く汚染されていることを示す。すなわち、BOD 値が高いことは、その排水中に分解されやすい有機物質が多いことを意味し、河川に放流されると溶存酸素を高度に消費し魚介類に被害をもたらす。人為的汚染のない河川では通常 1mg/l 以下である。
DO（溶存酸素量）	水中に溶解している酸素量で、自然水域では酸素は大体飽和していると考えられる。溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物等の呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗等が起こる。DO は有機物による汚染の著しい水域ほど低い濃度を示し、飽和量の 50% が魚介類の生存限界といわれている。

用 語	説 明
pH（水素イオン濃度）	溶液中の水素イオン濃度をその逆数の常用対数で示したもので7が中性、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になるとアルカリ性が強まる。日本の河川では通常 7.0 前後であるが、pH の急激な変化は酸・アルカリ等の有害物質の混入等の異常があったことが推定される。PH が 6.5～8.5 の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響をもたらす。
SS（浮遊物質）	浮遊物質とは水中に浮遊する物質であるが、大きな木片等や、コロイド性物質の微細なものは含まれない。指定のろ過器でろ過乾燥させ、その重量を測り水中の濃度で表す。浮遊物質には、無機質と有機質があり、数値が大きい程水質汚濁が著しい。



御嵩町生活排水対策推進計画（第2次改訂版）

平成26年3月

御嵩町

御嵩町民生部住民環境課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地の1

電話 (0574) 67-2111

FAX (0574) 67-1999

e-mail kankyo@town.mitake.lg.jp
